

# 総務委員会議案説明資料

令和4年9月26日

件名		頁
1	第69号議案 足立区人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例の一部を改正する条例	3
2	第70号議案 足立区職員の定年等に関する条例の一部を改正 する条例	5
3	第71号議案 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例	25
4	第72号議案 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する 条例の一部を改正する条例	31
5	第73号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の 処遇等に関する条例の一部を改正する条例	34
6	第74号議案 足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	37
7	第75号議案 足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	47
8	第76号議案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	50
9	第77号議案 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例	92

1 0	第 7 9 号 議 案	東綾瀬中学校改築工事請負契約・・・・・・・・・・	1 1 5
1 1	第 8 0 号 議 案	上沼田東公園改修整備工事請負契約・・・・・・・・	1 1 8
1 2	第 8 1 号 議 案	(仮称) 江北健康づくりセンター新築工事請負契約	1 2 0
1 3	第 9 2 号 議 案	東綾瀬中学校改築電気設備工事請負契約・・・・・・・・	1 2 2
1 4	第 9 3 号 議 案	東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約・・・・・・・・	1 2 4
1 5	第 9 4 号 議 案	東綾瀬中学校改築給排水衛生設備工事請負契約	1 2 5
1 6	第 9 5 号 議 案	(仮称) 江北健康づくりセンター新築 電気設備工事請負契約・・・・・・・・・・	1 2 6
1 7	第 9 6 号 議 案	(仮称) 江北健康づくりセンター新築 空調設備工事請負契約・・・・・・・・・・	1 2 8
1 8	第 9 7 号 議 案	(仮称) 江北健康づくりセンター新築 給排水衛生設備工事請負契約・・・・・・・・	1 2 9
1 9	第 9 8 号 議 案	(仮称) 区営新田三丁目アパート改築工事請負契約	1 3 0
2 0	第 9 9 号 議 案	(仮称) 区営新田三丁目アパート改築 機械設備工事請負契約・・・・・・・・	1 3 2
2 1	第 1 0 0 号 議 案	災害備蓄用アルファ化米等の購入及び 入れ替えについて・・・・・・・・	1 3 3
2 2	第 1 0 1 号 議 案	区議会議場音響・映像設備機器の購入について	1 3 4

(総 務 部)

# 第 6 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されることに伴う規定整備を行う。</p> <p>※ 再任用短時間勤務職員</p> <p>現行の再任用制度で、定年退職等により一旦退職した職員の中から、短時間勤務の職に再任用される職員。</p> <p>※ 定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>60歳到達以後、定年前に退職した職員で短時間勤務の職に再任用される職員。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（第1号から第11号まで省略。）</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年10月27日条例第58号抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。（後略）</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第7号）</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年10月23日条例第30号）</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（第1号から第11号まで現行に同じ。）</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年10月27日条例第58号抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。（後略）</p> <p>付 則（平成29年3月29日条例第7号）</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年10月23日条例第30号）</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和4年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 7 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>足立区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は別紙 1 及び別紙 2「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>（1）職員の定年等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 定年制度に関すること 職員の定年は、年齢 6 5 歳と定める。</li> <li>イ 管理監督職勤務上限年齢制に関すること 管理監督職勤務上限年齢（役職定年年齢）は、年齢 6 0 歳と定める。</li> <li>ウ 定年前再任用短時間勤務制に関すること 定年前再任用短時間勤務職員の採用について定める。</li> <li>エ その他 定年に関する経過措置（定年年齢の段階的な引上げ）について定める。</li> </ul> <p>情報提供・意思確認制度について定める。</p> <p>（2）足立区職員の再任用に関する条例は廃止する。定年退職者等の再任用に関する経過措置（暫定再任用制度）については一部改正条例附則に定める。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

## 足立区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

### (1) 職員の定年等に関する事項

#### ア 定年制度に関すること

- ・ 現行 60 歳の定年を段階的に引き上げて、職員の定年は年齢 65 歳とする。

#### イ 管理監督職勤務上限年齢制に関すること ☞ 「役職定年制」の導入

- ・ 管理職（管理職手当の支給対象となっている職）については、原則 60 歳を役職定年年齢とし、管理職以外の職に降任させる。
- ・ ただし、職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には、例外措置を講ずることができる。

#### ウ 定年前再任用短時間勤務制に関すること ☞ 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は 65 歳まで）することができる制度を導入する。原則として現行の再任用短時間勤務職員と同様とする。

#### エ その他

##### ◆定年に関する経過措置（定年年齢の段階的引上げ）

定年年齢を段階的に引き上げる（下記表のとおり）

	現 行	令和 5~6 年度	7~8 年度	9~10 年度	11~12 年度	13 年度~
定年	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

##### ◆情報提供・意思確認制度の新設

- ・ 任命権者は、当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の 60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

### (2) 「足立区職員の再任用に関する条例」廃止

#### ◆暫定再任用制度の導入

- ・ 現行の再任用制度は廃止し、段階的な引上げ期間中は定年から 65 歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置する。
- ・ 任用、給与、勤務時間等に関して、原則として現行の再任用職員と同様とする。以上

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき</u>、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、別表第1に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師で、足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号) <u>第5条第1項第2号アに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員</u>の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第13条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第14条・第15条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第16条)</u></p> <p>付則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき</u>、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p>

改正前	改正後
<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 (略)</p>

改正前	改正後
<p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、<u>特別区人事委員会規則</u>で定める。</p> <p>(定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、<u>特別区人事委員会規則</u>（以下「人事委員会規則」という。）で定める。</p> <p>(定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第10条第1項に規定する職員が占める職（別表第1に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師（同条例第5条第1項第2号アに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員）が占める職を除く。）とする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第12条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p>	<p><u>標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第11条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させることができる。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)</u>  <u>第10条 前条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>(第9条第3項又は第4項の規定による任用)</u>  <u>第11条 第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u>  <u>第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をさせる場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p>

改正前	改正後
(新設)	<p><u>第13条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、その職員を他の職への降任等をさせるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p>
(新設)	<p><u>第14条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この章において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。</u></p> <p><u>3 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容</u></p> <p><u>(2) 定年前再任用を行う日</u></p> <p><u>(3) 定年前再任用に係る勤務地</u></p>

改正前	改正後								
	<p>(4) 定年前再任用をされた場合の給与</p> <p>(5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項</p>								
(新設)	<p>第15条 任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、組合（特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、前条（第1項本文を除く。）の規定を準用する。</p>								
(新設)	<p>第5章 雑則</p>								
(新設)	<p>第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>								
<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p>	<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p>								
<p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2・3 (略)</p>								
(新設)	<p>(定年に関する経過措置)</p> <p>4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1209 2074 1385"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								
(新設)	<p>5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において足立区</p>								

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>別表第1</p> <p>1 保健所及び保健総合センター</p> <p>2 衛生部</p>	<p>職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年足立区条例第●●号）による改正前の足立区職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、「65年」とする。</p> <p><u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u></p> <p>6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p> <p><u>別表第1（第6条関係）</u></p> <p>1 保健所及び保健センター</p> <p>2 衛生部</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3条及び第13条の規定は、公布の日から施行する。</p>

改正前	改正後
	<p><u>(職員の再任用に関する条例の廃止)</u>  第2条 足立区職員の再任用に関する条例（平成13年足立区条例第1号）は、廃止する。</p> <p><u>(準備行為)</u>  第3条 第14条第4項及び付則第5条第5項の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。</p> <p><u>(勤務延長に関する経過措置)</u>  第4条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の足立区職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の足立区職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他</p>

改正前	改正後
	<p>の特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。</p> <p>3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</p> <p>（定年退職者等の再任用に関する経過措置）</p> <p>第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第8条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者</p> <p>（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>（3） 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</p> <p>（4） 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方</p>

改正前	改正後
	<p><u>公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>(3) 施行日以後に新条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u></p> <p><u>(4) 施行日以後に新条例第15条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者</u></p> <p><u>(5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</u></p> <p><u>(6) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの</u></p> <p><u>3 前2項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（以下この項及び次項において「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>用の根本基準の規定に違反してはならない。</u></p> <p>4 <u>定年退職者等（第1項各号及び第2項各号に掲げる者をいう。）が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。</u></p> <p>(1) <u>暫定再任用を行う職に係る職務内容</u></p> <p>(2) <u>暫定再任用を行う日及び任期の末日</u></p> <p>(3) <u>暫定再任用に係る勤務地</u></p> <p>(4) <u>暫定再任用をされた場合の給与</u></p> <p>(5) <u>暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項</u></p> <p>6 <u>第1項若しくは第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項若しくは第2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</u></p> <p>7 <u>暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。</u></p> <p>8 <u>任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>第6条 <u>任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新条例第15条第1項に規定する組合をいう。次項及び付則第8条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>に係る旧条約定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p>2 <u>令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条約定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>第7条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第14条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条約定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条約定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p>2 <u>令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び付則第12条において同じ。）に達しているもの（新条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の場合においては、付則第5条第3項から第8項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第15条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の場合においては、付則第5条第3項から第8項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）</u></p> <p><u>第9条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げ</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>る職とする。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新たに設置された職</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職</u></p> <p><u>2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。</u></p> <p><u>(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)</u></p> <p><u>第10条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</u></p> <p><u>2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。</u></p> <p><u>(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)</u></p> <p><u>第11条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第5条から第8条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(1) <u>基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）</u></p> <p>(2) <u>基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）</u></p> <p>2 <u>令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。</u></p> <p>3 <u>令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第14条第1項に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあって</u></p>

改正前	改正後
	<p>は、<u>人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員</u>）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。</p> <p><u>（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）</u></p> <p><u>第13条</u> 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。</p>

# 第 7 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されることに伴う規定整備を行う。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p>	<p>第1条 略</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p>

改正前	改正後
<p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p>	<p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p>
<p>3 前項の場合において、職員が2暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときは、当該勤務は、正規の勤務時間の始期の属する日の勤務とする。 (週休日)</p>	<p>3 前項の場合において、職員が2暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときは、当該勤務は、正規の勤務時間の始期の属する日の勤務とする。 (週休日)</p>
<p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>
<p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を得て、</p>	<p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては8日以上上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難い場合において、人事委員会の承認を</p>

改正前	改正後
<p>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p>	<p>得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。</p> <p>（週休日の振替等）</p>
<p>第5条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。</p>	<p>第5条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。</p>
<p>2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、<u>育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員</u>（第3条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。</p>	<p>2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>（第3条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。</p>
<p>第6条～第12条 略</p> <p>（年次有給休暇）</p>	<p>第6条～第12条 略</p> <p>（年次有給休暇）</p>
<p>第13条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1会計年度において、20日（<u>育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p>	<p>第13条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1会計年度において、20日（<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、規則で定める。</p> <p>3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間、他の条例等の適用を受ける職員としてのその年度の在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、規則で定める。</p> <p>3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>
<p>第14条～第17条 略</p>	<p>第14条～第17条 略</p>
<p>（育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例）</p>	<p>（育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例）</p>
<p>第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</p> <p>2 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p>第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</p> <p>2 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>
<p>第19条 略</p>	<p>第19条 略</p>

改正前	改正後
(新設)	<p data-bbox="1144 225 1704 256"><u>付 則（令和4年 月 日条例第 号）</u></p> <p data-bbox="1144 268 1323 300"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="1122 316 1794 347">1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1144 359 1323 391"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1144 406 2119 655">2 <u>暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</u></p>

# 第 7 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>公益法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>（1）再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されることに伴う規定整備を行う。</p> <p>（2）公益的法人等に派遣することができない職員に、「異動期間が延長された管理監督職を占める職員」を追加する。</p> <p>※ 公益法人等（足立区社会福祉協議会、足立区勤労福祉サービスセンター、足立区生涯学習振興公社、道路管理センター、都市再生機構、足立区観光交流協会、足立区体育協会、足立区市街地開発株式会社）</p> <p>※ 異動期間が延長された管理監督職を占める職員          役職定年制の特例として異動期間が延長され、引き続き管理監督職に就く職員。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>（職員の派遣）</p>	<p>第1条 略</p> <p>（職員の派遣）</p>
<p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p>	<p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p>
<p>(1) 社会福祉法人 足立区社会福祉協議会</p> <p>(2) 公益財団法人 足立区勤労福祉サービスセンター</p> <p>(3) 公益財団法人 足立区生涯学習振興公社</p> <p>(4) 一般財団法人 道路管理センター</p> <p>(5) 独立行政法人 都市再生機構</p> <p>(6) 一般財団法人 足立区観光交流協会</p> <p>(7) 公益財団法人 足立区体育協会</p>	<p>(1) 社会福祉法人 足立区社会福祉協議会</p> <p>(2) 公益財団法人 足立区勤労福祉サービスセンター</p> <p>(3) 公益財団法人 足立区生涯学習振興公社</p> <p>(4) 一般財団法人 道路管理センター</p> <p>(5) 独立行政法人 都市再生機構</p> <p>(6) 一般財団法人 足立区観光交流協会</p> <p>(7) 公益財団法人 足立区体育協会</p>
<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員</u>を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。）</p> <p>(3) 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務</u>させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員（新設）</p>	<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）</p> <p>(3) 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務</u>させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) <u>足立区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項</p> <p>第3条～第17条 略</p> <p>(新設)</p>	<p><u>された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項</p> <p>第3条～第17条 略</p> <p><u>付 則（令和4年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</u></p>

# 第 7 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>外国の地方公共団体に派遣することができない職員に「異動期間が延長された管理監督職を占める職員」を追加する。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、足立区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） 外国の地方公共団体の機関</p> <p>（2） 外国政府の機関</p> <p>（3） 我が国が加盟している国際機関</p> <p>（4） 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で特別区人事委員会と協議の上定める足立区規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>（2） 非常勤職員</p> <p>（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年特別区人事委員会規則第4号。以下「外国派遣規則」という。）第2条に規定する職員を除く。）</p> <p>（4） 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条 略</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、足立区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） 外国の地方公共団体の機関</p> <p>（2） 外国政府の機関</p> <p>（3） 我が国が加盟している国際機関</p> <p>（4） 外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で特別区人事委員会と協議の上定める足立区規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>（2） 非常勤職員</p> <p>（3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年特別区人事委員会規則第4号。以下「外国派遣規則」という。）第2条に規定する職員を除く。）</p> <p>（4） 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>（5） 足立区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に</p>

改正前	改正後
<p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>第3条～第8条 略</p> <p>(新設)</p>	<p><u>規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>第3条～第8条 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

# 第 7 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例												
所管部課名	総務部 人事課												
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律（以下、「育休法」）の改正（令和 4 年 1 0 月 1 日施行）及び人事院規則の改正に伴い、足立区職員の育児休業に関する条例の一部を改正する。</p> <p>また、地方公務員の定年が引上げになることに伴い、関連部分を改正する。</p> <p>育休法、人事院規則の主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業が原則 2 回（現行：原則 1 回）取得可能になることに加え、産後パパ育休（子の出生後 8 週間以内の育児休業）も 2 回取得可能（現行：原則 1 回）となる。</li> <li>・ 非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する。</li> </ul> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>(1) 育休法改正関連</p> <p>ア 非常勤職員が産後パパ育休を取得する場合に必要な雇用期間の要件の緩和</p> <table border="1" data-bbox="437 1265 1476 1426"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子が <u>1 歳 6 か月に達する日まで</u></td> <td>子の出生日から起算して <u>8 週間と 6 月を経過する日まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」の整理</p> <table border="1" data-bbox="432 1523 1476 1731"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書面により申し出た場合、可とする</td> <td>削除 ※特別の事情にかかわらず、原則 2 回取得可能となるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 非常勤職員の柔軟な育児休業取得のための規定整備</p> <table border="1" data-bbox="432 1836 1469 1998"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定なし</td> <td>夫婦交替での取得等を可能とする</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	子が <u>1 歳 6 か月に達する日まで</u>	子の出生日から起算して <u>8 週間と 6 月を経過する日まで</u>	改正前	改正後	書面により申し出た場合、可とする	削除 ※特別の事情にかかわらず、原則 2 回取得可能となるため	改正前	改正後	規定なし	夫婦交替での取得等を可能とする
改正前	改正後												
子が <u>1 歳 6 か月に達する日まで</u>	子の出生日から起算して <u>8 週間と 6 月を経過する日まで</u>												
改正前	改正後												
書面により申し出た場合、可とする	削除 ※特別の事情にかかわらず、原則 2 回取得可能となるため												
改正前	改正後												
規定なし	夫婦交替での取得等を可能とする												

	<p>(2) 定年引上げ関連</p> <p>再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されることに伴う規定整備を行う。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和4年10月1日</p> <p>(ただし、上記2(2)については令和5年4月1日施行)</p>
<p>今後の方針</p>	

改正前	改正後
<p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>（2） 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員（新設）</p> <p><u>（3） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育す</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>（2） 足立区職員の定年等に関する条例（昭和59年足立区条例第3号）第4条第1項又は同条第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>（3） <u>足立区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（4） <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日</u>、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>

改正前	改正後
<p><u>る子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第2条の2 略</p>	<p>第2条の2 略</p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p>
<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>	<p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u> (新設)</p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常</p>	<p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常</p>

改正前	改正後
<p>勤職員が<u>する</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が<u>する</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (新設)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育</u>するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</p>	<p>勤職員が<u>前号に掲げる</u>場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が<u>同号に掲げる</u>場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育</u>する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p>	<p><u>業をしようとする場合</u></p> <p>(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</p> <p>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の<u>期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(削る)</p>
<p>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>
<p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児</p>	<p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児</p>

改正前	改正後
<p>童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p>(新設)</p>	<p>童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u>こと。</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として<u>条例で定める期間</u>)</p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>
<p>第4条～第6条 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 足立区職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務</u>している職員</p>	<p>第4条～第6条 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 足立区職員の定年等に関する条例第4条第1項又は<u>同条第2項</u>の規定により<u>引き続き勤務</u>している職員</p> <p>(3) <u>第2条第3号に掲げる職員</u></p>

改正前	改正後
<p>第8条～第13条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>(新設)</p>	<p>第8条～第13条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、付則第4項及び第5項の規定は公布の日から、第2条第2号の改正規定、同条第3号ウを削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に1号を加える改正規定（同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に1号を加える部分に限る。）、第7条の改正規定及び第14条第2号の改正規定並びに付則第3項の規定は令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の足立区職員の育児休業等に関する条例第3条第1項第5号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短</p>

改正前	改正後
	<p>時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。</p> <p><u>(施行前の準備)</u></p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p> <p>5 <u>この条例による改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例第2条第1項第3号ア、第2条の3第1項第3号、第2条の4第1項又は第3条第1項第7号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p>

# 第 7 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が導入されることに伴う規定整備を行う。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

改正前	改正後
<p>○足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第18号 (通則)</p> <p>第1条 足立区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>付 則 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成5年3月31日条例第10号） この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成13年3月30日条例第5号） この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成20年12月18日条例第65号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>付 則（平成21年3月25日条例第7号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年3月16日条例第7号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年10月23日条例第37号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年3月31日条例第18号 (通則)</p> <p>第1条 足立区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>付 則 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成5年3月31日条例第10号） この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成13年3月30日条例第5号） この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成20年12月18日条例第65号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>付 則（平成21年3月25日条例第7号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年3月16日条例第7号） この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年10月23日条例第37号） この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
	<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の足立区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定を適用する。</u></p>

# 第 7 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は別紙 1 及び別紙 2「新旧対照表」のとおり）</b></p> <p>（1）定年の段階的引き上げに伴い、60 歳に達した職員の給料月額は、当分の間、60 歳前の 7 割水準に設定する。</p> <p>（2）管理職が管理監督職勤務上限年齢による降任（役職定年）をされた場合は、当分の間、調整額を給料月額として支給する。</p> <p>※ 役職定年では、（1）の 7 割支給措置と降任の二重引き下げとなってしまうため、調整額が支給される。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

# 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## (1) 60歳に達した職員の給料月額（基本給）

■ 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、「7割水準」とする。  
 ※定年の定めのない職員（任期付職員等）、現行65歳特例定年の職員等は7割措置の対象とはならない。

60歳超職員の給料月額 = (給料表の級号給に応じた) 給料月額の70% (70/100)

## (2) 管理監督職勤務上限年齢による降任をされた職員の給料月額（基本給）

■ 当分の間、管理職が管理監督職勤務上限年齢による降任（役職定年）をされた場合、調整額が給料月額として支給される。  
 ※役職定年では、前述の7割支給措置と降任の二重引き下げとなってしまうため、調整額が支給される。

管理監督職勤務上限年齢調整額 = 基礎給料月額A - 特定日給料月額B

基礎給料月額Aとは → 異動日（役職定年となる日）の前日に受けていた給料月額×70%の額

特定日給料月額Bとは → 特定日（60歳到達後の最初の4月1日）に受ける給料月額×70%の額

(参考)算出例

課長(給料月額50万・7割支給後が35万)が役職定年により、係長(給料月額40万・7割支給後が28万)に降任した場合  
 35万(基礎給料月額A) - 28万(特定日給料月額B) = 7万(管理監督職勤務上限年齢調整額)が支給される。

改正前	改正後
<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年 3 月31日 条例第13号</p>	<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年 3 月31日 条例第13号</p>
<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p>	<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p>
<p>第6条 (第1項から第6項まで省略)</p>	<p>第6条 (第1項から第6項まで改正なし)</p>
<p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、足立区職員の分限に関する条例(昭和49年足立区条例第37号。以下「分限条例」という。)第7条の規定に基づき、<u>当該職員</u>が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が<u>職員の属する職務の級の最低の号給</u>の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。</p>	<p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、足立区職員の分限に関する条例(昭和49年足立区条例第37号。以下「分限条例」という。)第7条の規定に基づき、<u>その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給</u>下位の号給(当該受けていた号給が<u>その者の属する職務の級の最低の号給</u>の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。</p>
<p>8 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p>8 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>9 (第9項省略) (再任用短時間勤務職員の給料月額)</p>	<p>9 (第9項改正なし) (削る)</p>
<p>第6条の3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第6条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(超過勤務手当)</p>
<p>(超過勤務手当)</p>	<p>(超過勤務手当)</p>
<p>第19条 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>第19条 (第1項から第3項まで改正なし)</p>
<p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を</p>	<p>4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務</p>

改正前	改正後
<p>割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p>
<p>5 （第5項省略） （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p>	<p>5 （第5項改正なし） （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p>
<p>第23条 第18条第1項、第19条第1項、第3項及び第5項、第20条並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) （第1号省略）</p> <p>(2) <u>再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数 （期末手当）</p>	<p>第23条 第18条第1項、第19条第1項、第3項及び第5項、第20条並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) （第1号改正なし）</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数 （期末手当）</p>
<p>第29条 （第1項及び第2項省略）</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p>	<p>第29条 （第1項及び第2項改正なし）</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。</p>
<p>4 （第4項及び第5項省略） （勤勉手当）</p>	<p>4 （第4項及び第5項改正なし） （勤勉手当）</p>

改正前	改正後
第30条 (第1項及び第2項省略)	第30条 (第1項及び第2項改正なし)
3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。	3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。
4 (第4項から第6項省略) (特定職員についての適用除外)	4 (第4項から第6項改正なし) (特定職員についての適用除外)
第31条 (第1項省略)	第31条 (第1項改正なし)
2 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、 <u>再任用職員</u> には、適用しない。	2 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> には、適用しない。
3 (第3項省略) 付 則 (第1項から第8項まで省略)	3 (第3項改正なし) 付 則 (第1項から第8項まで改正なし)
9 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる <u>再任用職員</u> のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、 <u>同表の額</u> に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。	9 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、 <u>第6条第8項の規定により算出した額</u> に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。
10 (第10項から第11項まで省略)	10 (第10項から第11項まで改正なし)
	12 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第14項において「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
	13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用さ

改正前	改正後
	<p><u>れる職員及び常時勤務を要しない職員</u></p> <p><u>(2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員</u></p> <p><u>(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>14 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第12項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第12項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>15 <u>前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>16 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第14項に規定する職員を除く。)であ</u></p>

改正前	改正後
	<p>つて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け取る職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第12項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>17 付則第14項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け取る職員以外の付則第12項の規定の適用を受け取る職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受け取る職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>18 当分の間、付則第12項の規定の適用を受け取る職員に対する分限条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、分限条例第2条第2項中「職員」とあるのは「足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）付則第12項の規定による場合のほか、職員」と、分限条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第12項の規定による降給は、この限りでない」と、分限条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第12項の規定による降給は、この限りでない」とする。</p> <p>19 当分の間、付則第12項の規定の適用を受け取る職員に対する足立区職員懲戒分限審査委員会条例（令和2年足立区条例第20号）第2条第2号の規定の適用については、同号中「降給」とあるのは「降給（足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）付則第12項の規定によるものを除く。）」とする。</p> <p>20 付則第12項から第18項までに定めるもののほか、付則第12項及び第14項の規定による給料月額その他付則第12項から第18項までの規定の施行に関して必要な事項は、人事委員会が定める。</p>

改正前							
別表第1 (第5条関係)							
ア 行政職給料表 (一)							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	196,700	226,600	253,100	283,900	368,900
	2	143,600	198,300	228,700	255,400	286,400	371,700
	3	144,700	199,900	230,800	257,700	288,900	374,500
	4	145,900	201,400	232,900	260,000	291,400	377,300
	5	147,100	203,000	234,900	262,300	293,900	380,100
	6	148,300	204,700	237,000	264,600	296,400	382,800
	7	149,500	206,300	239,100	266,900	298,900	385,600
	8	150,700	208,000	241,200	269,200	301,500	388,400
	9	151,900	209,800	243,200	271,500	304,100	391,200
	10	153,100	211,500	245,300	273,800	306,700	394,000
	11	154,400	213,300	247,400	276,100	309,200	396,900
	12	155,700	215,200	249,600	278,400	311,800	399,800
	13	157,000	217,000	251,700	280,700	314,400	402,600
	14	158,400	218,900	253,900	283,000	317,000	405,500
	15	159,800	220,800	256,100	285,200	319,600	408,400
	16	161,200	222,600	258,300	287,600	322,200	411,300
	17	162,700	224,500	260,500	290,000	324,800	414,200
	18	164,300	226,400	262,700	292,400	327,400	417,100
	19	166,000	228,300	264,900	294,800	330,000	420,100
	20	167,800	230,300	267,100	297,200	332,700	423,100
21	169,600	232,300	269,400	299,600	335,300	426,000	

改正後							
別表第1 (第5条関係)							
ア 行政職給料表 (一)							
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	196,700	226,600	253,100	283,900	368,900
	2	143,600	198,300	228,700	255,400	286,400	371,700
	3	144,700	199,900	230,800	257,700	288,900	374,500
	4	145,900	201,400	232,900	260,000	291,400	377,300
	5	147,100	203,000	234,900	262,300	293,900	380,100
	6	148,300	204,700	237,000	264,600	296,400	382,800
	7	149,500	206,300	239,100	266,900	298,900	385,600
	8	150,700	208,000	241,200	269,200	301,500	388,400
	9	151,900	209,800	243,200	271,500	304,100	391,200
	10	153,100	211,500	245,300	273,800	306,700	394,000
	11	154,400	213,300	247,400	276,100	309,200	396,900
	12	155,700	215,200	249,600	278,400	311,800	399,800
	13	157,000	217,000	251,700	280,700	314,400	402,600
	14	158,400	218,900	253,900	283,000	317,000	405,500
	15	159,800	220,800	256,100	285,200	319,600	408,400
	16	161,200	222,600	258,300	287,600	322,200	411,300
	17	162,700	224,500	260,500	290,000	324,800	414,200
	18	164,300	226,400	262,700	292,400	327,400	417,100
	19	166,000	228,300	264,900	294,800	330,000	420,100
	20	167,800	230,300	267,100	297,200	332,700	423,100
21	169,600	232,300	269,400	299,600	335,300	426,000	

改正前								改正後							
22	171,400	234,200	271,700	302,000	338,000	429,000		22	171,400	234,200	271,700	302,000	338,000	429,000	
23	173,200	236,200	274,000	304,400	340,700	432,100		23	173,200	236,200	274,000	304,400	340,700	432,100	
24	175,000	238,200	276,300	306,800	343,400	435,100		24	175,000	238,200	276,300	306,800	343,400	435,100	
25	176,800	240,200	278,500	309,100	346,100	438,100		25	176,800	240,200	278,500	309,100	346,100	438,100	
26	178,600	242,200	280,800	311,500	348,800	441,000		26	178,600	242,200	280,800	311,500	348,800	441,000	
27	180,400	244,200	283,200	314,000	351,500	444,000		27	180,400	244,200	283,200	314,000	351,500	444,000	
28	182,100	246,300	285,600	316,500	354,200	446,900		28	182,100	246,300	285,600	316,500	354,200	446,900	
29	183,700	248,300	288,000	319,000	356,900	449,700		29	183,700	248,300	288,000	319,000	356,900	449,700	
30	184,900	250,400	290,300	321,500	359,700	452,500		30	184,900	250,400	290,300	321,500	359,700	452,500	
31	186,000	252,500	292,700	324,000	362,500	455,200		31	186,000	252,500	292,700	324,000	362,500	455,200	
32	187,100	254,600	295,000	326,400	365,300	457,700		32	187,100	254,600	295,000	326,400	365,300	457,700	
33	188,200	256,800	297,300	328,700	368,100	460,200		33	188,200	256,800	297,300	328,700	368,100	460,200	
34	189,400	258,900	299,500	331,100	370,800	462,600		34	189,400	258,900	299,500	331,100	370,800	462,600	
35	190,700	261,000	301,800	333,500	373,500	464,800		35	190,700	261,000	301,800	333,500	373,500	464,800	
36	192,100	263,100	304,100	335,900	376,200	467,000		36	192,100	263,100	304,100	335,900	376,200	467,000	
37	193,600	265,200	306,400	338,200	378,900	469,000		37	193,600	265,200	306,400	338,200	378,900	469,000	
38	195,300	267,200	308,600	340,600	381,600	471,000		38	195,300	267,200	308,600	340,600	381,600	471,000	
39	197,000	269,300	310,700	343,000	384,100	472,800		39	197,000	269,300	310,700	343,000	384,100	472,800	
40	198,700	271,400	312,900	345,300	386,700	474,600		40	198,700	271,400	312,900	345,300	386,700	474,600	
41	200,400	273,400	315,100	347,500	389,300	476,200		41	200,400	273,400	315,100	347,500	389,300	476,200	
42	202,200	275,300	317,300	349,800	391,900	477,800		42	202,200	275,300	317,300	349,800	391,900	477,800	
43	204,000	277,300	319,300	352,100	394,300	479,200		43	204,000	277,300	319,300	352,100	394,300	479,200	
44	205,900	279,300	321,400	354,300	396,800	480,700		44	205,900	279,300	321,400	354,300	396,800	480,700	
45	207,800	281,300	323,500	356,500	399,200	482,000		45	207,800	281,300	323,500	356,500	399,200	482,000	
46	209,600	283,100	325,600	358,700	401,600	483,400		46	209,600	283,100	325,600	358,700	401,600	483,400	
47	211,500	285,000	327,600	360,900	403,800	484,600		47	211,500	285,000	327,600	360,900	403,800	484,600	
48	213,300	286,900	329,700	363,000	406,000	485,900		48	213,300	286,900	329,700	363,000	406,000	485,900	

改正前								改正後							
49	215,200	288,800	331,700	365,000	408,100	487,000		49	215,200	288,800	331,700	365,000	408,100	487,000	
50	217,000	290,600	333,700	367,100	410,100	488,200		50	217,000	290,600	333,700	367,100	410,100	488,200	
51	218,900	292,400	335,600	369,100	411,900	489,200		51	218,900	292,400	335,600	369,100	411,900	489,200	
52	220,700	294,200	337,600	371,100	413,700	490,300		52	220,700	294,200	337,600	371,100	413,700	490,300	
53	222,600	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300		53	222,600	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300	
54	224,400	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300		54	224,400	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300	
55	226,300	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200		55	226,300	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200	
56	228,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100		56	228,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100	
57	230,000	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900		57	230,000	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900	
58	231,800	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700		58	231,800	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700	
59	233,600	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500		59	233,600	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500	
60	235,400	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200		60	235,400	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200	
61	237,200	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900		61	237,200	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900	
62	238,900	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600		62	238,900	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600	
63	240,700	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300		63	240,700	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300	
64	242,500	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900		64	242,500	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900	
65	244,300	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500		65	244,300	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500	
66	246,100	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100		66	246,100	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100	
67	247,900	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600		67	247,900	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600	
68	249,600	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100		68	249,600	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100	
69	251,300	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600		69	251,300	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600	
70	252,900	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100		70	252,900	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100	
71	254,600	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600		71	254,600	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600	
72	256,300	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100		72	256,300	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100	
73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600		73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600	
74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100		74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100	
75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600		75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600	

改正前								改正後							
76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100		76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100	
77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600		77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600	
78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100		78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100	
79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600		79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600	
80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100		80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100	
81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600		81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600	
82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100		82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100	
83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600		83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600	
84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100		84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100	
85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600		85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600	
86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100		86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100	
87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600		87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600	
88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100		88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100	
89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600		89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600	
90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700			90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700		
91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200			91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200		
92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700			92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700		
93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100			93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100		
94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600			94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600		
95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100			95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100		
96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600			96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600		
97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100			97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100		
98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600			98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600		
99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100			99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100		
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600			100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600		
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100			101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100		
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600			102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600		

改正前								改正後							
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100			103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100		
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600			104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600		
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100			105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100		
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600			106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600		
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100			107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100		
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600			108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600		
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100			109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100		
110	306,200	351,100	395,200	418,700				110	306,200	351,100	395,200	418,700			
111	307,000	351,500	395,600	419,100				111	307,000	351,500	395,600	419,100			
112	307,800	351,900	396,000	419,500				112	307,800	351,900	396,000	419,500			
113	308,400	352,300	396,400	419,900				113	308,400	352,300	396,400	419,900			
114	309,100	352,700	396,800	420,300				114	309,100	352,700	396,800	420,300			
115	309,700	353,100	397,200	420,700				115	309,700	353,100	397,200	420,700			
116	310,300	353,500	397,600	421,100				116	310,300	353,500	397,600	421,100			
117	310,800	353,900	398,000	421,500				117	310,800	353,900	398,000	421,500			
118	311,300	354,300	398,400	421,900				118	311,300	354,300	398,400	421,900			
119	311,700	354,700	398,800	422,300				119	311,700	354,700	398,800	422,300			
120	312,100	355,100	399,200	422,700				120	312,100	355,100	399,200	422,700			
121	312,400	355,500	399,600	423,100				121	312,400	355,500	399,600	423,100			
122	312,800		400,000	423,500				122	312,800		400,000	423,500			
123	313,200		400,400	423,900				123	313,200		400,400	423,900			
124	313,600		400,800	424,300				124	313,600		400,800	424,300			
125	314,000		401,200	424,700				125	314,000		401,200	424,700			
126	314,300		401,600	425,100				126	314,300		401,600	425,100			
127	314,700		402,000	425,500				127	314,700		402,000	425,500			
128	315,100		402,400	425,900				128	315,100		402,400	425,900			
129	315,500		402,800	426,300				129	315,500		402,800	426,300			

改正前								改正後								
	130	315,900		403,200					130	315,900		403,200				
	131	316,300		403,600					131	316,300		403,600				
	132	316,700		404,000					132	316,700		404,000				
	133	317,000		404,400					133	317,000		404,400				
	134	317,400							134	317,400						
	135	317,700							135	317,700						
	136	318,000							136	318,000						
	137	318,300							137	318,300						
	138	318,600							138	318,600						
	139	318,900							139	318,900						
	140	319,200							140	319,200						
	141	319,500							141	319,500						
	142	319,800							142	319,800						
	143	320,100							143	320,100						
	144	320,400							144	320,400						
	145	320,700							145	320,700						
	146	321,000							146	321,000						
	147	321,300							147	321,300						
	148	321,600							148	321,600						
	149	321,900							149	321,900						
再任用職員									定年前再任用短時間勤務職員							
		<u>197,300</u>	<u>231,800</u>	<u>269,600</u>	<u>287,400</u>	<u>311,600</u>	<u>378,600</u>			基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
										<u>197,300</u>	<u>231,800</u>	<u>269,600</u>	<u>287,400</u>	<u>311,600</u>	<u>378,600</u>	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。た

改正前						改正後					
だし、第25条に規定する職員を除く。						だし、第25条に規定する職員を除く。					
イ 行政職給料表（二）						イ 行政職給料表（二）					
職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	128,000	204,000	224,600	229,300	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	128,000	204,000	224,600	229,300
	2	128,700	205,600	226,400	231,300		2	128,700	205,600	226,400	231,300
	3	129,400	207,400	228,300	233,300		3	129,400	207,400	228,300	233,300
	4	130,100	209,100	230,200	235,300		4	130,100	209,100	230,200	235,300
	5	130,800	210,900	232,400	237,300		5	130,800	210,900	232,400	237,300
	6	131,500	212,700	234,200	239,300		6	131,500	212,700	234,200	239,300
	7	132,200	214,400	236,200	241,300		7	132,200	214,400	236,200	241,300
	8	132,900	216,300	238,200	243,300		8	132,900	216,300	238,200	243,300
	9	133,600	218,100	240,300	245,300		9	133,600	218,100	240,300	245,300
	10	134,300	219,900	242,000	247,300		10	134,300	219,900	242,000	247,300
	11	135,000	221,700	244,100	249,300		11	135,000	221,700	244,100	249,300
	12	135,700	223,500	246,200	251,400		12	135,700	223,500	246,200	251,400
	13	136,400	225,500	248,200	253,500		13	136,400	225,500	248,200	253,500
	14	137,400	227,300	250,200	255,600		14	137,400	227,300	250,200	255,600
	15	138,400	229,200	252,300	257,700		15	138,400	229,200	252,300	257,700
	16	139,400	231,000	254,300	259,800		16	139,400	231,000	254,300	259,800
	17	140,400	232,800	256,100	261,900		17	140,400	232,800	256,100	261,900
	18	141,400	234,600	258,200	263,900		18	141,400	234,600	258,200	263,900
	19	142,500	236,400	260,200	266,000		19	142,500	236,400	260,200	266,000
	20	143,700	238,300	262,100	268,100		20	143,700	238,300	262,100	268,100
	21	144,900	240,000	264,000	270,200		21	144,900	240,000	264,000	270,200

改正前						改正後					
	22	146,100	241,700	266,000	272,300		22	146,100	241,700	266,000	272,300
	23	147,300	243,500	267,800	274,400		23	147,300	243,500	267,800	274,400
	24	148,400	245,200	269,700	276,600		24	148,400	245,200	269,700	276,600
	25	149,600	247,000	271,600	278,800		25	149,600	247,000	271,600	278,800
	26	150,800	248,600	273,500	281,000		26	150,800	248,600	273,500	281,000
	27	152,100	250,200	275,200	283,200		27	152,100	250,200	275,200	283,200
	28	153,400	251,900	277,000	285,300		28	153,400	251,900	277,000	285,300
	29	154,600	253,500	278,900	287,300		29	154,600	253,500	278,900	287,300
	30	156,000	255,100	280,700	289,400		30	156,000	255,100	280,700	289,400
	31	157,400	256,700	282,400	291,500		31	157,400	256,700	282,400	291,500
	32	158,800	258,300	284,200	293,600		32	158,800	258,300	284,200	293,600
	33	160,500	259,800	285,900	295,600		33	160,500	259,800	285,900	295,600
	34	162,200	261,400	287,600	297,700		34	162,200	261,400	287,600	297,700
	35	163,800	263,000	289,300	299,800		35	163,800	263,000	289,300	299,800
	36	165,300	264,400	291,000	301,800		36	165,300	264,400	291,000	301,800
	37	166,800	265,900	292,700	303,700		37	166,800	265,900	292,700	303,700
	38	167,900	267,400	294,500	305,700		38	167,900	267,400	294,500	305,700
	39	168,900	268,800	296,100	307,700		39	168,900	268,800	296,100	307,700
	40	169,900	270,200	297,600	309,700		40	169,900	270,200	297,600	309,700
	41	170,900	271,700	299,300	311,600		41	170,900	271,700	299,300	311,600
	42	172,000	273,000	300,900	313,500		42	172,000	273,000	300,900	313,500
	43	173,200	274,500	302,400	315,400		43	173,200	274,500	302,400	315,400
	44	174,400	275,700	303,900	317,300		44	174,400	275,700	303,900	317,300
	45	175,800	277,100	305,500	319,000		45	175,800	277,100	305,500	319,000
	46	177,300	278,400	307,000	320,800		46	177,300	278,400	307,000	320,800
	47	178,900	279,700	308,400	322,600		47	178,900	279,700	308,400	322,600
	48	180,400	281,000	309,900	324,300		48	180,400	281,000	309,900	324,300

改正前						改正後					
49	182,000	282,300	311,300	326,100		49	182,000	282,300	311,300	326,100	
50	183,600	283,500	312,700	327,800		50	183,600	283,500	312,700	327,800	
51	185,200	284,700	314,100	329,400		51	185,200	284,700	314,100	329,400	
52	187,000	285,900	315,400	331,000		52	187,000	285,900	315,400	331,000	
53	188,700	287,000	316,700	332,600		53	188,700	287,000	316,700	332,600	
54	190,300	288,100	318,000	334,100		54	190,300	288,100	318,000	334,100	
55	192,000	289,100	319,200	335,600		55	192,000	289,100	319,200	335,600	
56	193,700	290,100	320,300	337,100		56	193,700	290,100	320,300	337,100	
57	195,400	291,100	321,400	338,400		57	195,400	291,100	321,400	338,400	
58	197,000	292,000	322,500	339,800		58	197,000	292,000	322,500	339,800	
59	198,800	292,900	323,400	341,100		59	198,800	292,900	323,400	341,100	
60	200,400	293,800	324,200	342,300		60	200,400	293,800	324,200	342,300	
61	202,100	294,500	325,100	343,500		61	202,100	294,500	325,100	343,500	
62	203,800	295,300	325,800	344,400		62	203,800	295,300	325,800	344,400	
63	205,500	296,000	326,600	345,400		63	205,500	296,000	326,600	345,400	
64	207,200	296,700	327,200	346,300		64	207,200	296,700	327,200	346,300	
65	208,800	297,200	327,900	347,200		65	208,800	297,200	327,900	347,200	
66	210,500	297,800	328,600	347,900		66	210,500	297,800	328,600	347,900	
67	212,100	298,300	329,200	348,600		67	212,100	298,300	329,200	348,600	
68	213,700	298,900	329,700	349,300		68	213,700	298,900	329,700	349,300	
69	215,400	299,400	330,300	350,000		69	215,400	299,400	330,300	350,000	
70	216,900	299,900	330,800	350,600		70	216,900	299,900	330,800	350,600	
71	218,600	300,500	331,400	351,300		71	218,600	300,500	331,400	351,300	
72	220,200	300,900	331,800	352,000		72	220,200	300,900	331,800	352,000	
73	221,800	301,300	332,200	352,600		73	221,800	301,300	332,200	352,600	
74	223,500	301,800	332,600	353,100		74	223,500	301,800	332,600	353,100	
75	225,100	302,200	333,100	353,700		75	225,100	302,200	333,100	353,700	

改正前						改正後					
76	226,600	302,600	333,500	354,200		76	226,600	302,600	333,500	354,200	
77	228,200	303,100	333,900	354,800		77	228,200	303,100	333,900	354,800	
78	229,600	303,500	334,400	355,200		78	229,600	303,500	334,400	355,200	
79	231,200	304,000	334,800	355,700		79	231,200	304,000	334,800	355,700	
80	232,700	304,400	335,200	356,200		80	232,700	304,400	335,200	356,200	
81	234,300	304,800	335,700	356,600		81	234,300	304,800	335,700	356,600	
82	235,800	305,200	336,100	356,900		82	235,800	305,200	336,100	356,900	
83	237,400	305,600	336,500	357,400		83	237,400	305,600	336,500	357,400	
84	238,800	306,100	337,000	357,800		84	238,800	306,100	337,000	357,800	
85	240,300	306,500	337,400	358,200		85	240,300	306,500	337,400	358,200	
86	241,600	306,900	337,800	358,600		86	241,600	306,900	337,800	358,600	
87	243,100	307,200	338,200	359,000		87	243,100	307,200	338,200	359,000	
88	244,700	307,600	338,600	359,400		88	244,700	307,600	338,600	359,400	
89	246,200	307,900	338,900	359,800		89	246,200	307,900	338,900	359,800	
90	247,400	308,300	339,300	360,300		90	247,400	308,300	339,300	360,300	
91	248,900	308,600	339,600	360,700		91	248,900	308,600	339,600	360,700	
92	250,200	309,000	340,000	361,000		92	250,200	309,000	340,000	361,000	
93	251,600	309,300	340,300	361,400		93	251,600	309,300	340,300	361,400	
94	252,900	309,700	340,700	361,700		94	252,900	309,700	340,700	361,700	
95	254,200	310,000	341,000	362,100		95	254,200	310,000	341,000	362,100	
96	255,500	310,400	341,400	362,400		96	255,500	310,400	341,400	362,400	
97	256,800	310,700	341,700	362,800		97	256,800	310,700	341,700	362,800	
98	257,900	311,100	342,000	363,100		98	257,900	311,100	342,000	363,100	
99	259,100	311,400	342,400	363,500		99	259,100	311,400	342,400	363,500	
100	260,400	311,800	342,700	363,800		100	260,400	311,800	342,700	363,800	
101	261,600	312,100	343,100	364,200		101	261,600	312,100	343,100	364,200	
102	262,800	312,500	343,400	364,500		102	262,800	312,500	343,400	364,500	

改正前						改正後					
	103	264,000	312,900	343,800	364,900		103	264,000	312,900	343,800	364,900
	104	265,000	313,300	344,100	365,200		104	265,000	313,300	344,100	365,200
	105	266,000	313,700	344,500	365,600		105	266,000	313,700	344,500	365,600
	106	267,100	314,100	344,800	365,900		106	267,100	314,100	344,800	365,900
	107	268,200	314,500	345,100	366,300		107	268,200	314,500	345,100	366,300
	108	269,300	314,900	345,500	366,600		108	269,300	314,900	345,500	366,600
	109	270,200	315,300	345,800	367,000		109	270,200	315,300	345,800	367,000
	110	271,200	315,600	346,200	367,300		110	271,200	315,600	346,200	367,300
	111	272,200	315,900	346,500	367,700		111	272,200	315,900	346,500	367,700
	112	273,100	316,200	346,900	368,000		112	273,100	316,200	346,900	368,000
	113	273,900	316,500	347,200	368,400		113	273,900	316,500	347,200	368,400
	114	274,900	316,800	347,600	368,700		114	274,900	316,800	347,600	368,700
	115	275,700	317,100	347,900	369,100		115	275,700	317,100	347,900	369,100
	116	276,500	317,400	348,200	369,400		116	276,500	317,400	348,200	369,400
	117	277,300	317,700	348,600	369,800		117	277,300	317,700	348,600	369,800
	118	278,000	318,000	349,000	370,100		118	278,000	318,000	349,000	370,100
	119	278,800	318,300	349,400	370,500		119	278,800	318,300	349,400	370,500
	120	279,500	318,600	349,800	370,800		120	279,500	318,600	349,800	370,800
	121	280,000	318,900	350,200	371,200		121	280,000	318,900	350,200	371,200
	122	280,700	319,100	350,600			122	280,700	319,100	350,600	
	123	281,200	319,300	351,000			123	281,200	319,300	351,000	
	124	281,800	319,500	351,400			124	281,800	319,500	351,400	
	125	282,200	319,700	351,800			125	282,200	319,700	351,800	
	126	282,700	319,900	352,200			126	282,700	319,900	352,200	
	127	283,000	320,100	352,600			127	283,000	320,100	352,600	
	128	283,400	320,300	353,000			128	283,400	320,300	353,000	
	129	283,700	320,500	353,400			129	283,700	320,500	353,400	

改正前						改正後					
130	284,000	320,700	353,800			130	284,000	320,700	353,800		
131	284,400	320,900	354,200			131	284,400	320,900	354,200		
132	284,700	321,100	354,600			132	284,700	321,100	354,600		
133	285,100	321,300	355,000			133	285,100	321,300	355,000		
134	285,400	321,400	355,400			134	285,400	321,400	355,400		
135	285,700	321,500	355,800			135	285,700	321,500	355,800		
136	286,100	321,600	356,200			136	286,100	321,600	356,200		
137	286,500	321,700	356,600			137	286,500	321,700	356,600		
138	286,800	321,800	357,000			138	286,800	321,800	357,000		
139	287,200	321,900	357,400			139	287,200	321,900	357,400		
140	287,600	322,000	357,800			140	287,600	322,000	357,800		
141	287,800	322,100	358,200			141	287,800	322,100	358,200		
142	288,200	322,200	358,600			142	288,200	322,200	358,600		
143	288,500	322,300	359,000			143	288,500	322,300	359,000		
144	288,700	322,400	359,400			144	288,700	322,400	359,400		
145	289,000	322,500	359,800			145	289,000	322,500	359,800		
146	289,300	322,600	360,200			146	289,300	322,600	360,200		
147	289,600	322,700	360,600			147	289,600	322,700	360,600		
148	289,800	322,800	361,000			148	289,800	322,800	361,000		
149	290,100	322,900	361,400			149	290,100	322,900	361,400		
150	290,400		361,800			150	290,400		361,800		
151	290,700		362,200			151	290,700		362,200		
152	290,900		362,600			152	290,900		362,600		
153	291,200		363,000			153	291,200		363,000		
154	291,500		363,300			154	291,500		363,300		
155	291,700		363,600			155	291,700		363,600		
156	292,000		363,900			156	292,000		363,900		

改正前						改正後					
	157	292,300		364,200			157	292,300		364,200	
	158	292,600					158	292,600			
	159	292,900					159	292,900			
	160	293,200					160	293,200			
	161	293,500					161	293,500			
	162	293,800					162	293,800			
	163	294,100					163	294,100			
	164	294,400					164	294,400			
	165	294,700					165	294,700			
再任用職員		<u>212,000</u>	<u>223,200</u>	<u>244,000</u>	<u>274,700</u>		定年前再任用短時間勤務職員	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
								<u>212,000</u>	<u>223,200</u>	<u>244,000</u>	<u>274,700</u>

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
再任用職員以外の職員	1	207,000	321,000	413,100
	2	209,400	324,900	415,900
	3	211,900	329,000	418,700
	4	214,200	332,800	421,500
	5	216,500	337,000	424,500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,000	321,000	413,100
	2	209,400	324,900	415,900
	3	211,900	329,000	418,700
	4	214,200	332,800	421,500
	5	216,500	337,000	424,500

改正前					改正後				
6	219,000	340,800	427,400		6	219,000	340,800	427,400	
7	221,300	344,800	430,300		7	221,300	344,800	430,300	
8	223,800	348,700	433,100		8	223,800	348,700	433,100	
9	226,500	353,000	435,900		9	226,500	353,000	435,900	
10	229,200	357,100	438,800		10	229,200	357,100	438,800	
11	232,200	361,200	441,600		11	232,200	361,200	441,600	
12	235,000	365,200	444,400		12	235,000	365,200	444,400	
13	237,900	369,100	447,300		13	237,900	369,100	447,300	
14	241,800	373,400	450,300		14	241,800	373,400	450,300	
15	245,600	377,300	453,200		15	245,600	377,300	453,200	
16	249,400	381,200	455,900		16	249,400	381,200	455,900	
17	253,300	385,100	458,600		17	253,300	385,100	458,600	
18	257,400	388,100	461,300		18	257,400	388,100	461,300	
19	261,300	390,900	464,200		19	261,300	390,900	464,200	
20	265,300	393,900	466,900		20	265,300	393,900	466,900	
21	269,400	396,900	469,600		21	269,400	396,900	469,600	
22	273,200	399,700	472,300		22	273,200	399,700	472,300	
23	277,200	402,700	475,100		23	277,200	402,700	475,100	
24	280,900	405,500	477,700		24	280,900	405,500	477,700	
25	284,800	408,300	480,500		25	284,800	408,300	480,500	
26	288,600	411,000	483,100		26	288,600	411,000	483,100	
27	292,400	413,700	485,500		27	292,400	413,700	485,500	
28	296,100	416,300	487,900		28	296,100	416,300	487,900	
29	299,900	418,900	490,500		29	299,900	418,900	490,500	
30	303,500	421,500	493,100		30	303,500	421,500	493,100	
31	307,300	424,100	495,400		31	307,300	424,100	495,400	
32	311,000	426,500	497,900		32	311,000	426,500	497,900	

改正前					改正後				
	33	314,700	429,000	500,300		33	314,700	429,000	500,300
	34	318,400	431,500	502,800		34	318,400	431,500	502,800
	35	322,100	434,000	505,200		35	322,100	434,000	505,200
	36	325,700	436,500	507,700		36	325,700	436,500	507,700
	37	329,300	438,900	510,000		37	329,300	438,900	510,000
	38	332,800	441,300	512,100		38	332,800	441,300	512,100
	39	336,400	443,800	514,300		39	336,400	443,800	514,300
	40	339,600	446,200	516,300		40	339,600	446,200	516,300
	41	342,900	448,800	518,600		41	342,900	448,800	518,600
	42	346,100	451,000	520,300		42	346,100	451,000	520,300
	43	349,300	453,300	522,100		43	349,300	453,300	522,100
	44	352,500	455,400	524,000		44	352,500	455,400	524,000
	45	355,500	457,400	525,800		45	355,500	457,400	525,800
	46	358,700	459,600	527,000		46	358,700	459,600	527,000
	47	362,000	461,600	528,300		47	362,000	461,600	528,300
	48	365,200	463,500	529,600		48	365,200	463,500	529,600
	49	368,100	465,400	530,900		49	368,100	465,400	530,900
	50	370,000	467,200	532,100		50	370,000	467,200	532,100
	51	372,100	468,900	533,300		51	372,100	468,900	533,300
	52	374,100	470,600	534,500		52	374,100	470,600	534,500
	53	375,900	472,200	535,600		53	375,900	472,200	535,600
	54	377,800	473,400	536,600		54	377,800	473,400	536,600
	55	379,700	474,500	537,600		55	379,700	474,500	537,600
	56	381,400	475,500	538,600		56	381,400	475,500	538,600
	57	383,300	476,500	539,600		57	383,300	476,500	539,600
	58	384,900	477,500	540,500		58	384,900	477,500	540,500
	59	386,300	478,600	541,400		59	386,300	478,600	541,400

改正前					改正後				
	60	388,000	479,700	542,400		60	388,000	479,700	542,400
	61	389,500	480,700	543,400		61	389,500	480,700	543,400
	62	390,800	481,400	544,300		62	390,800	481,400	544,300
	63	392,000	482,200	545,400		63	392,000	482,200	545,400
	64	393,200	483,000	546,400		64	393,200	483,000	546,400
	65	394,400	483,600	547,400		65	394,400	483,600	547,400
	66	395,500	484,400	548,400		66	395,500	484,400	548,400
	67	396,500	485,000	549,400		67	396,500	485,000	549,400
	68	397,700	485,700	550,400		68	397,700	485,700	550,400
	69	398,500	486,300	551,400		69	398,500	486,300	551,400
	70	399,300	486,800	552,400		70	399,300	486,800	552,400
	71	400,100	487,100	553,400		71	400,100	487,100	553,400
	72	400,800	487,600	554,300		72	400,800	487,600	554,300
	73	401,500	488,100	555,300		73	401,500	488,100	555,300
	74	402,200	488,700	556,300		74	402,200	488,700	556,300
	75	402,900	489,100	557,200		75	402,900	489,100	557,200
	76	403,700	489,500	558,100		76	403,700	489,500	558,100
	77	404,500	489,900	559,100		77	404,500	489,900	559,100
	78	405,200	490,300	560,000		78	405,200	490,300	560,000
	79	405,900	490,700	560,900		79	405,900	490,700	560,900
	80	406,600	491,200	561,700		80	406,600	491,200	561,700
	81	407,300	491,700	562,600		81	407,300	491,700	562,600
	82	407,900	492,200	563,400		82	407,900	492,200	563,400
	83	408,500	492,600	564,300		83	408,500	492,600	564,300
	84	409,200	493,100	565,100		84	409,200	493,100	565,100
	85	410,100	493,700	565,900		85	410,100	493,700	565,900
	86	410,700	494,300	566,700		86	410,700	494,300	566,700

改正前					改正後				
	87	411,300	494,900	567,500		87	411,300	494,900	567,500
	88	412,000	495,300	568,200		88	412,000	495,300	568,200
	89	412,600	495,800	568,900		89	412,600	495,800	568,900
	90	413,100	496,400	569,600		90	413,100	496,400	569,600
	91	413,600	496,900	570,400		91	413,600	496,900	570,400
	92	414,100	497,400	571,200		92	414,100	497,400	571,200
	93	414,500	497,900	571,900		93	414,500	497,900	571,900
	94	414,900	498,500	572,700		94	414,900	498,500	572,700
	95	415,300	499,000	573,400		95	415,300	499,000	573,400
	96	415,800	499,500	574,100		96	415,800	499,500	574,100
	97	416,300	500,000	574,800		97	416,300	500,000	574,800
	98	416,700	500,500	575,400		98	416,700	500,500	575,400
	99	417,200	501,000	576,100		99	417,200	501,000	576,100
	100	417,600	501,600	576,800		100	417,600	501,600	576,800
	101	418,000	502,100	577,500		101	418,000	502,100	577,500
	102	418,400	502,600	578,200		102	418,400	502,600	578,200
	103	418,800	503,100	578,800		103	418,800	503,100	578,800
	104	419,300	503,700	579,400		104	419,300	503,700	579,400
	105	419,800	504,200	580,200		105	419,800	504,200	580,200
	106	420,300		580,900		106	420,300		580,900
	107	420,800		581,600		107	420,800		581,600
	108	421,300		582,300		108	421,300		582,300
	109	421,700		582,900		109	421,700		582,900
再任用 職員		<u>294,500</u>	<u>355,300</u>	<u>416,100</u>	定年前		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
					再任用 短時間 勤務職		<u>294,500</u>	<u>355,300</u>	<u>416,100</u>

改正前							改正後						
備考 この表は、保健所等に勤務する医師で人事委員会が定めるものに適用する。							備考 この表は、保健所等に勤務する医師で人事委員会が定めるものに適用する。						
イ 医療職給料表（二）							イ 医療職給料表（二）						
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	143,200	198,100	227,100	253,600	283,900	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	143,200	198,100	227,100	253,600	283,900
	2	144,400	199,700	229,200	255,700	286,400		2	144,400	199,700	229,200	255,700	286,400
	3	145,600	201,300	231,300	257,900	288,900		3	145,600	201,300	231,300	257,900	288,900
	4	146,800	202,800	233,400	260,100	291,400		4	146,800	202,800	233,400	260,100	291,400
	5	148,000	204,400	235,400	262,400	293,900		5	148,000	204,400	235,400	262,400	293,900
	6	149,300	206,000	237,500	264,700	296,400		6	149,300	206,000	237,500	264,700	296,400
	7	150,600	207,500	239,600	267,000	298,900		7	150,600	207,500	239,600	267,000	298,900
	8	151,900	209,100	241,700	269,300	301,500		8	151,900	209,100	241,700	269,300	301,500
	9	153,200	210,700	243,700	271,600	304,100		9	153,200	210,700	243,700	271,600	304,100
	10	154,600	212,300	245,800	273,900	306,700		10	154,600	212,300	245,800	273,900	306,700
	11	156,000	214,000	247,900	276,200	309,200		11	156,000	214,000	247,900	276,200	309,200
	12	157,400	215,800	250,000	278,500	311,800		12	157,400	215,800	250,000	278,500	311,800
	13	158,800	217,500	252,000	280,800	314,400		13	158,800	217,500	252,000	280,800	314,400
	14	160,200	219,300	254,100	283,100	317,000		14	160,200	219,300	254,100	283,100	317,000
	15	161,600	221,200	256,300	285,300	319,600		15	161,600	221,200	256,300	285,300	319,600
	16	163,100	223,000	258,500	287,700	322,200		16	163,100	223,000	258,500	287,700	322,200
	17	164,700	224,900	260,700	290,100	324,800		17	164,700	224,900	260,700	290,100	324,800
	18	166,400	226,800	262,900	292,500	327,400		18	166,400	226,800	262,900	292,500	327,400
	19	168,100	228,700	265,100	294,900	330,000		19	168,100	228,700	265,100	294,900	330,000

改正前							改正後						
20	169,900	230,700	267,300	297,300	332,700		20	169,900	230,700	267,300	297,300	332,700	
21	171,700	232,700	269,600	299,700	335,300		21	171,700	232,700	269,600	299,700	335,300	
22	173,400	234,600	271,900	302,100	338,000		22	173,400	234,600	271,900	302,100	338,000	
23	175,100	236,600	274,200	304,500	340,700		23	175,100	236,600	274,200	304,500	340,700	
24	176,800	238,600	276,500	306,900	343,400		24	176,800	238,600	276,500	306,900	343,400	
25	178,400	240,600	278,700	309,200	346,100		25	178,400	240,600	278,700	309,200	346,100	
26	180,000	242,600	281,000	311,600	348,800		26	180,000	242,600	281,000	311,600	348,800	
27	181,600	244,600	283,400	314,100	351,500		27	181,600	244,600	283,400	314,100	351,500	
28	183,200	246,700	285,800	316,600	354,200		28	183,200	246,700	285,800	316,600	354,200	
29	184,800	248,700	288,200	319,100	356,900		29	184,800	248,700	288,200	319,100	356,900	
30	186,000	250,800	290,400	321,600	359,700		30	186,000	250,800	290,400	321,600	359,700	
31	187,200	252,900	292,700	324,100	362,500		31	187,200	252,900	292,700	324,100	362,500	
32	188,400	255,000	295,000	326,500	365,300		32	188,400	255,000	295,000	326,500	365,300	
33	189,700	257,100	297,300	328,800	368,100		33	189,700	257,100	297,300	328,800	368,100	
34	191,100	259,100	299,500	331,200	370,800		34	191,100	259,100	299,500	331,200	370,800	
35	192,500	261,200	301,800	333,600	373,500		35	192,500	261,200	301,800	333,600	373,500	
36	193,900	263,300	304,100	336,000	376,200		36	193,900	263,300	304,100	336,000	376,200	
37	195,400	265,400	306,400	338,300	378,900		37	195,400	265,400	306,400	338,300	378,900	
38	197,000	267,400	308,600	340,700	381,600		38	197,000	267,400	308,600	340,700	381,600	
39	198,600	269,400	310,700	343,000	384,100		39	198,600	269,400	310,700	343,000	384,100	
40	200,200	271,400	312,900	345,300	386,700		40	200,200	271,400	312,900	345,300	386,700	
41	201,700	273,400	315,100	347,500	389,300		41	201,700	273,400	315,100	347,500	389,300	
42	203,400	275,300	317,300	349,800	391,900		42	203,400	275,300	317,300	349,800	391,900	
43	205,100	277,300	319,300	352,100	394,300		43	205,100	277,300	319,300	352,100	394,300	
44	206,900	279,300	321,400	354,300	396,800		44	206,900	279,300	321,400	354,300	396,800	
45	208,700	281,300	323,500	356,500	399,200		45	208,700	281,300	323,500	356,500	399,200	
46	210,400	283,100	325,600	358,700	401,600		46	210,400	283,100	325,600	358,700	401,600	

改正前							改正後						
47	212,300	285,000	327,600	360,900	403,800		47	212,300	285,000	327,600	360,900	403,800	
48	214,100	286,900	329,700	363,000	406,000		48	214,100	286,900	329,700	363,000	406,000	
49	216,000	288,800	331,700	365,000	408,100		49	216,000	288,800	331,700	365,000	408,100	
50	217,800	290,600	333,700	367,100	410,100		50	217,800	290,600	333,700	367,100	410,100	
51	219,700	292,400	335,600	369,100	411,900		51	219,700	292,400	335,600	369,100	411,900	
52	221,500	294,200	337,600	371,100	413,700		52	221,500	294,200	337,600	371,100	413,700	
53	223,400	295,900	339,600	373,100	415,400		53	223,400	295,900	339,600	373,100	415,400	
54	225,200	297,700	341,600	375,000	416,900		54	225,200	297,700	341,600	375,000	416,900	
55	227,100	299,500	343,500	376,900	418,400		55	227,100	299,500	343,500	376,900	418,400	
56	229,000	301,100	345,300	378,700	419,800		56	229,000	301,100	345,300	378,700	419,800	
57	230,800	302,800	347,200	380,500	421,000		57	230,800	302,800	347,200	380,500	421,000	
58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200		58	232,600	304,500	349,100	382,300	422,200	
59	234,400	306,100	350,800	384,000	423,300		59	234,400	306,100	350,800	384,000	423,300	
60	236,200	307,800	352,600	385,700	424,200		60	236,200	307,800	352,600	385,700	424,200	
61	238,000	309,400	354,400	387,200	425,200		61	238,000	309,400	354,400	387,200	425,200	
62	239,700	310,900	356,100	388,800	426,100		62	239,700	310,900	356,100	388,800	426,100	
63	241,500	312,500	357,800	390,300	426,900		63	241,500	312,500	357,800	390,300	426,900	
64	243,300	314,100	359,500	391,700	427,700		64	243,300	314,100	359,500	391,700	427,700	
65	245,100	315,600	361,100	393,000	428,500		65	245,100	315,600	361,100	393,000	428,500	
66	246,900	317,100	362,800	394,100	429,200		66	246,900	317,100	362,800	394,100	429,200	
67	248,700	318,600	364,400	395,200	430,000		67	248,700	318,600	364,400	395,200	430,000	
68	250,400	320,000	365,900	396,200	430,700		68	250,400	320,000	365,900	396,200	430,700	
69	252,100	321,500	367,400	397,200	431,300		69	252,100	321,500	367,400	397,200	431,300	
70	253,700	322,900	368,900	398,000	432,000		70	253,700	322,900	368,900	398,000	432,000	
71	255,400	324,300	370,300	398,900	432,600		71	255,400	324,300	370,300	398,900	432,600	
72	257,100	325,600	371,600	399,700	433,200		72	257,100	325,600	371,600	399,700	433,200	
73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700		73	258,800	326,900	372,900	400,500	433,700	

改正前							改正後						
74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300		74	260,500	328,100	374,100	401,200	434,300	
75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800		75	262,100	329,300	375,200	402,000	434,800	
76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400		76	263,700	330,400	376,100	402,700	435,400	
77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000		77	265,300	331,500	377,100	403,400	436,000	
78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600		78	266,800	332,600	378,000	404,000	436,600	
79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200		79	268,400	333,600	378,900	404,700	437,200	
80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700		80	269,900	334,600	379,600	405,300	437,700	
81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200		81	271,400	335,400	380,400	405,900	438,200	
82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700		82	272,900	336,300	381,200	406,400	438,700	
83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200		83	274,400	337,100	381,900	407,000	439,200	
84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700		84	275,900	337,900	382,500	407,500	439,700	
85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200		85	277,400	338,500	383,200	408,000	440,200	
86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700		86	278,800	339,200	383,800	408,400	440,700	
87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200		87	280,300	339,800	384,400	408,900	441,200	
88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700		88	281,700	340,400	384,900	409,400	441,700	
89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200		89	283,100	341,000	385,400	409,800	442,200	
90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700		90	284,500	341,600	385,900	410,300	442,700	
91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200		91	285,800	342,200	386,400	410,800	443,200	
92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700		92	287,000	342,700	386,900	411,200	443,700	
93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100		93	288,300	343,200	387,400	411,700	444,100	
94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600		94	289,600	343,700	387,900	412,200	444,600	
95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100		95	290,800	344,200	388,400	412,700	445,100	
96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600		96	291,900	344,700	388,900	413,100	445,600	
97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100		97	293,100	345,200	389,400	413,500	446,100	
98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600		98	294,300	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100		99	295,500	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600		100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	

改正前							改正後						
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100		101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600		102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100		103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600		104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100		105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600		106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100		107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600		108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100		109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700			110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100			111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500			112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900			113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300			114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700			115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100			116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500			117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300		398,400				118	311,300		398,400			
119	311,700		398,800				119	311,700		398,800			
120	312,100		399,200				120	312,100		399,200			
121	312,400		399,600				121	312,400		399,600			
122	312,800		400,000				122	312,800		400,000			
123	313,200		400,400				123	313,200		400,400			
124	313,600		400,800				124	313,600		400,800			
125	314,000		401,200				125	314,000		401,200			
126	314,300		401,600				126	314,300		401,600			
127	314,700		402,000				127	314,700		402,000			

改正前							改正後							
	128	315,100		402,400				128	315,100		402,400			
	129	315,500		402,800				129	315,500		402,800			
	130	315,900		403,200				130	315,900		403,200			
	131	316,300		403,600				131	316,300		403,600			
	132	316,700		404,000				132	316,700		404,000			
	133	317,000		404,400				133	317,000		404,400			
	134	317,400						134	317,400					
	135	317,700						135	317,700					
	136	318,000						136	318,000					
	137	318,300						137	318,300					
	138	318,600						138	318,600					
	139	318,900						139	318,900					
	140	319,200						140	319,200					
	141	319,500						141	319,500					
	142	319,800						142	319,800					
	143	320,100						143	320,100					
	144	320,400						144	320,400					
	145	320,700						145	320,700					
再任用 職員		<u>199,800</u>	<u>233,600</u>	<u>269,400</u>	<u>287,000</u>	<u>311,600</u>		定年前 再任用 短時間 勤務職 員		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
										<u>199,800</u>	<u>233,600</u>	<u>269,400</u>	<u>287,000</u>	<u>311,600</u>

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で  
人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
-----------	----------	----	----	----	----	----

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で  
人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
-----------	----------	----	----	----	----	----

改正前							改正後						
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	154,900	201,600	228,200	254,200	283,900	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	154,900	201,600	228,200	254,200	283,900
	2	156,400	202,900	230,200	256,400	286,400		2	156,400	202,900	230,200	256,400	286,400
	3	157,900	204,200	232,200	258,700	288,900		3	157,900	204,200	232,200	258,700	288,900
	4	159,400	205,400	234,200	261,000	291,400		4	159,400	205,400	234,200	261,000	291,400
	5	160,900	206,800	236,100	263,300	293,900		5	160,900	206,800	236,100	263,300	293,900
	6	162,400	208,200	238,100	265,600	296,400		6	162,400	208,200	238,100	265,600	296,400
	7	163,900	209,500	240,200	267,900	298,900		7	163,900	209,500	240,200	267,900	298,900
	8	165,400	211,000	242,300	270,200	301,500		8	165,400	211,000	242,300	270,200	301,500
	9	166,900	212,500	244,300	272,500	304,100		9	166,900	212,500	244,300	272,500	304,100
	10	168,400	213,900	246,400	274,800	306,700		10	168,400	213,900	246,400	274,800	306,700
	11	169,900	215,400	248,500	277,100	309,200		11	169,900	215,400	248,500	277,100	309,200
	12	171,400	217,000	250,600	279,400	311,800		12	171,400	217,000	250,600	279,400	311,800
	13	172,900	218,600	252,600	281,700	314,400		13	172,900	218,600	252,600	281,700	314,400
	14	174,300	220,400	254,700	284,000	317,000		14	174,300	220,400	254,700	284,000	317,000
	15	175,700	222,200	256,800	286,200	319,600		15	175,700	222,200	256,800	286,200	319,600
	16	177,100	224,000	259,000	288,500	322,200		16	177,100	224,000	259,000	288,500	322,200
	17	178,500	225,900	261,200	290,800	324,800		17	178,500	225,900	261,200	290,800	324,800
	18	179,800	227,800	263,400	293,100	327,400		18	179,800	227,800	263,400	293,100	327,400
	19	181,100	229,700	265,600	295,500	330,000		19	181,100	229,700	265,600	295,500	330,000
	20	182,400	231,600	267,700	297,900	332,700		20	182,400	231,600	267,700	297,900	332,700
	21	183,700	233,500	269,900	300,300	335,300		21	183,700	233,500	269,900	300,300	335,300
	22	185,400	235,300	272,200	302,700	338,000		22	185,400	235,300	272,200	302,700	338,000
	23	187,000	237,200	274,500	305,100	340,700		23	187,000	237,200	274,500	305,100	340,700
	24	188,500	239,200	276,800	307,500	343,400		24	188,500	239,200	276,800	307,500	343,400
	25	190,000	241,200	279,000	309,800	346,100		25	190,000	241,200	279,000	309,800	346,100

改正前								改正後							
26	190,900	243,200	281,300	312,200	348,800			26	190,900	243,200	281,300	312,200	348,800		
27	191,700	245,200	283,700	314,700	351,500			27	191,700	245,200	283,700	314,700	351,500		
28	192,500	247,200	286,100	317,200	354,200			28	192,500	247,200	286,100	317,200	354,200		
29	193,300	249,100	288,500	319,700	356,900			29	193,300	249,100	288,500	319,700	356,900		
30	194,200	251,100	290,700	322,100	359,700			30	194,200	251,100	290,700	322,100	359,700		
31	195,200	253,100	293,000	324,500	362,500			31	195,200	253,100	293,000	324,500	362,500		
32	196,300	255,100	295,300	326,900	365,300			32	196,300	255,100	295,300	326,900	365,300		
33	197,500	257,000	297,600	329,200	368,100			33	197,500	257,000	297,600	329,200	368,100		
34	198,900	259,000	299,800	331,600	370,800			34	198,900	259,000	299,800	331,600	370,800		
35	200,300	261,100	302,000	334,000	373,500			35	200,300	261,100	302,000	334,000	373,500		
36	201,700	263,200	304,200	336,400	376,200			36	201,700	263,200	304,200	336,400	376,200		
37	203,100	265,300	306,400	338,600	378,900			37	203,100	265,300	306,400	338,600	378,900		
38	204,600	267,300	308,600	340,900	381,600			38	204,600	267,300	308,600	340,900	381,600		
39	206,100	269,400	310,700	343,200	384,100			39	206,100	269,400	310,700	343,200	384,100		
40	207,700	271,400	312,900	345,500	386,700			40	207,700	271,400	312,900	345,500	386,700		
41	209,400	273,400	315,100	347,700	389,300			41	209,400	273,400	315,100	347,700	389,300		
42	211,100	275,300	317,300	350,000	391,900			42	211,100	275,300	317,300	350,000	391,900		
43	212,900	277,300	319,300	352,200	394,300			43	212,900	277,300	319,300	352,200	394,300		
44	214,700	279,300	321,400	354,300	396,800			44	214,700	279,300	321,400	354,300	396,800		
45	216,600	281,300	323,500	356,500	399,200			45	216,600	281,300	323,500	356,500	399,200		
46	218,400	283,100	325,600	358,700	401,600			46	218,400	283,100	325,600	358,700	401,600		
47	220,300	285,000	327,600	360,900	403,800			47	220,300	285,000	327,600	360,900	403,800		
48	222,100	286,900	329,700	363,000	406,000			48	222,100	286,900	329,700	363,000	406,000		
49	224,000	288,800	331,700	365,000	408,100			49	224,000	288,800	331,700	365,000	408,100		
50	225,800	290,600	333,700	367,100	410,100			50	225,800	290,600	333,700	367,100	410,100		
51	227,700	292,400	335,600	369,100	411,900			51	227,700	292,400	335,600	369,100	411,900		
52	229,600	294,200	337,600	371,100	413,700			52	229,600	294,200	337,600	371,100	413,700		

改正前								改正後							
		53	231,400	295,900	339,600	373,100	415,400			53	231,400	295,900	339,600	373,100	415,400
		54	233,200	297,700	341,600	375,000	416,900			54	233,200	297,700	341,600	375,000	416,900
		55	235,000	299,500	343,500	376,900	418,400			55	235,000	299,500	343,500	376,900	418,400
		56	236,800	301,100	345,300	378,700	419,800			56	236,800	301,100	345,300	378,700	419,800
		57	238,600	302,800	347,200	380,500	421,000			57	238,600	302,800	347,200	380,500	421,000
		58	240,300	304,500	349,100	382,300	422,200			58	240,300	304,500	349,100	382,300	422,200
		59	242,000	306,100	350,800	384,000	423,300			59	242,000	306,100	350,800	384,000	423,300
		60	243,700	307,800	352,600	385,700	424,200			60	243,700	307,800	352,600	385,700	424,200
		61	245,400	309,400	354,400	387,200	425,200			61	245,400	309,400	354,400	387,200	425,200
		62	247,100	310,900	356,100	388,800	426,100			62	247,100	310,900	356,100	388,800	426,100
		63	248,800	312,500	357,800	390,300	426,900			63	248,800	312,500	357,800	390,300	426,900
		64	250,500	314,100	359,500	391,700	427,700			64	250,500	314,100	359,500	391,700	427,700
		65	252,200	315,600	361,100	393,000	428,500			65	252,200	315,600	361,100	393,000	428,500
		66	253,800	317,100	362,800	394,100	429,200			66	253,800	317,100	362,800	394,100	429,200
		67	255,500	318,600	364,400	395,200	430,000			67	255,500	318,600	364,400	395,200	430,000
		68	257,100	320,000	365,900	396,200	430,700			68	257,100	320,000	365,900	396,200	430,700
		69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300			69	258,700	321,500	367,400	397,200	431,300
		70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000			70	260,300	322,900	368,900	398,000	432,000
		71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600			71	261,900	324,300	370,300	398,900	432,600
		72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200			72	263,500	325,600	371,600	399,700	433,200
		73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700			73	265,100	326,900	372,900	400,500	433,700
		74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300			74	266,600	328,100	374,100	401,200	434,300
		75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800			75	268,200	329,300	375,200	402,000	434,800
		76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400			76	269,800	330,400	376,100	402,700	435,400
		77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000			77	271,300	331,500	377,100	403,400	436,000
		78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600			78	272,800	332,600	378,000	404,000	436,600
		79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200			79	274,300	333,600	378,900	404,700	437,200

改正前							改正後						
80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700	80	275,800	334,600	379,600	405,300	437,700		
81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200	81	277,300	335,400	380,400	405,900	438,200		
82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700	82	278,700	336,300	381,200	406,400	438,700		
83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200	83	280,100	337,100	381,900	407,000	439,200		
84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700	84	281,500	337,900	382,500	407,500	439,700		
85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200	85	282,900	338,500	383,200	408,000	440,200		
86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700	86	284,300	339,200	383,800	408,400	440,700		
87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200	87	285,700	339,800	384,400	408,900	441,200		
88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700	88	286,900	340,400	384,900	409,400	441,700		
89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200	89	288,200	341,000	385,400	409,800	442,200		
90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700	90	289,500	341,600	385,900	410,300	442,700		
91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200	91	290,800	342,200	386,400	410,800	443,200		
92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700	92	291,900	342,700	386,900	411,200	443,700		
93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100	93	293,100	343,200	387,400	411,700	444,100		
94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600	94	294,300	343,700	387,900	412,200	444,600		
95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100	95	295,500	344,200	388,400	412,700	445,100		
96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600	96	296,600	344,700	388,900	413,100	445,600		
97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100	97	297,600	345,200	389,400	413,500	446,100		
98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600	98	298,700	345,700	389,900	413,900	446,600		
99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100	99	299,800	346,200	390,400	414,300	447,100		
100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600	100	300,800	346,700	390,900	414,700	447,600		
101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100	101	301,700	347,200	391,400	415,100	448,100		
102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600	102	302,700	347,600	391,900	415,500	448,600		
103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100	103	303,600	348,100	392,400	415,900	449,100		
104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600	104	304,500	348,600	392,800	416,300	449,600		
105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100	105	305,400	349,100	393,200	416,700	450,100		
106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600	106	306,200	349,500	393,600	417,100	450,600		

改正前								改正後							
		107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100			107	307,000	349,900	394,000	417,500	451,100
		108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600			108	307,800	350,300	394,400	417,900	451,600
		109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100			109	308,400	350,700	394,800	418,300	452,100
		110	309,100	351,100	395,200	418,700				110	309,100	351,100	395,200	418,700	
		111	309,700	351,500	395,600	419,100				111	309,700	351,500	395,600	419,100	
		112	310,300	351,900	396,000	419,500				112	310,300	351,900	396,000	419,500	
		113	310,800	352,300	396,400	419,900				113	310,800	352,300	396,400	419,900	
		114	311,300	352,700	396,800	420,300				114	311,300	352,700	396,800	420,300	
		115	311,700	353,100	397,200	420,700				115	311,700	353,100	397,200	420,700	
		116	312,100	353,500	397,600	421,100				116	312,100	353,500	397,600	421,100	
		117	312,400	353,900	398,000	421,500				117	312,400	353,900	398,000	421,500	
		118	312,800		398,400					118	312,800		398,400		
		119	313,200		398,800					119	313,200		398,800		
		120	313,600		399,200					120	313,600		399,200		
		121	314,000		399,600					121	314,000		399,600		
		122	314,300		400,000					122	314,300		400,000		
		123	314,700		400,400					123	314,700		400,400		
		124	315,100		400,800					124	315,100		400,800		
		125	315,500		401,200					125	315,500		401,200		
		126	315,900		401,600					126	315,900		401,600		
		127	316,300		402,000					127	316,300		402,000		
		128	316,700		402,400					128	316,700		402,400		
		129	317,000		402,800					129	317,000		402,800		
		130	317,400		403,200					130	317,400		403,200		
		131	317,700		403,600					131	317,700		403,600		
		132	318,000		404,000					132	318,000		404,000		
		133	318,300		404,400					133	318,300		404,400		

改正前							改正後								
		134	318,600						134	318,600					
		135	318,900						135	318,900					
		136	319,200						136	319,200					
		137	319,500						137	319,500					
		138	319,800						138	319,800					
		139	320,100						139	320,100					
		140	320,400						140	320,400					
		141	320,700						141	320,700					
	<u>再任用職員</u>		<u>204,000</u>	<u>234,800</u>	<u>269,400</u>	<u>287,000</u>	<u>311,600</u>		<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>	<u>基準給料月額</u>
											<u>204,000</u>	<u>234,800</u>	<u>269,400</u>	<u>287,000</u>	<u>311,600</u>

備考 この表は、保健所、保育所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

備考 この表は、保健所、保育所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第12項から第18項まで及び第20項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公

改正前	改正後
	<p> <u>務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例付則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。</u> </p> <p> 4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。</u> </p> <p> 5 <u>令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。</u> </p> <p> 6 <u>暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第19条第4項及び第23条第2号の規定を適用する。</u> </p>

改正前	改正後
<p>付 則 (第1項から第4項まで省略) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料</p>	<p>7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第29条第3項の規定を適用する。</p> <p>8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。</p> <p>9 足立区職員の給与に関する条例第11条から第13条まで及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (委任)</p> <p>10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。 (足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>11 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年足立区条例第24号）の一部を次のように改正する。 付 則 (第1項から第4項まで改正なし) (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p>

改正前	改正後
<p><u>表適用特定職員のうち旧級が2級又は7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する。</u></p>	
<p>6 <u>施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する同一給料表適用特定職員を除く。）について、同項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p>	<p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であって、<u>前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>
<p>7 <u>施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定により給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p>	<p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により<u>算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</u></p>
<p>8 <u>同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける再任用職員に限る。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。</u></p>	<p>8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員</u>の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p>
<p>(第9項以下省略)</p>	<p>(第9項以下改正なし)</p>

改正前	改正後
<p>付 則 (第1項から第4項まで省略) (足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>5 施行日以後の足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年足立区条例第24号)付則第5項の規定は、同項中「<u>のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額</u>」とあるのは「<u>のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年足立区条例第44号)の施行の日の前日においてその者が受けていた足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年足立区条例第24号)付則第5項の規定による給料の月額から当該額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。)</u>」と読み替えて適用する。 (第6項以下省略)</p> <p>付 則 (第1項から第7項まで省略)</p> <p>8 同一給料表適用特定職員(行政職給料表(二)の適用を受ける<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>に限る。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職</p>	<p>12 <u>足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年足立区条例第44号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p>付 則 (第1項から第4項まで改正なし) (足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>5 施行日以後の足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年足立区条例第24号)付則第5項の規定は、同項中「<u>施行日の前日において受けていた給料月額</u>」とあるのは「<u>足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年足立区条例第44号)の施行の日の前日においてその者が受けていた足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年足立区条例第24号)付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額に100分の0.61を乗じて得た額を減じて得た額(100円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。)</u>」と読み替えて適用する。 (第6項以下改正なし)</p> <p>13 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年足立区条例第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>付 則 (第1項から第7項まで改正なし)</p> <p>8 同一給料表適用特定職員(行政職給料表(二)の適用を受ける<u>地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。)</u>附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「<u>暫定再任用常時勤務職員</u>」という。))及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>」という。))に限る。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額</p>

改正前	改正後
<p>員の給料月額、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p><u>9</u> (省略)</p> <p><u>10</u> (省略)</p> <p><u>11</u> (省略)</p> <p><u>12</u> (省略)</p> <p><u>13</u> 付則第10項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（こ</p>	<p>が同表2級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額（<u>暫定再任用短時間勤務職員にあつては、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）</u>）（改正後の条例付則第9項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。</p> <p><u>9</u> <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。</u></p> <p><u>10</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>11</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>12</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>13</u> (現行に同じ。)</p> <p><u>14</u> 付則第11項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（こ</p>

改正前	改正後
<p>これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p>	<p>これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</p>
<p><u>14</u> (省略)</p>	<p><u>15</u> (現行に同じ。)</p>
<p><u>15</u> (省略)</p>	<p><u>16</u> (現行に同じ。)</p>
<p><u>16</u> (省略)</p>	<p><u>17</u> (現行に同じ。)</p>

# 第 7 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、条例の改正を行う。</p> <p><b>2 改正内容（詳細は別紙 1 及び別紙 2「新旧対照表」参照）</b></p> <p>（1）定年の段階的引き上げに伴い、60 歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。</p> <p>（2）早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額割増率は、当分の間、現行定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する（60～64 歳の者が応募認定退職する場合は、給料月額は割増されない）。</p> <p>（3）60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日（特定日）から 7 割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任（役職定年）等により給料月額が減額される場合も、特定日前の最も高かった給料月額で退職手当を算定する「ピーク時特例」を適用する。</p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

# 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

## (1) 退職手当の基本額

■ 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。

**本特例が適用されない職員**

- ・ 定年の定めのない者(臨時的任用職員等法律により任期を定めて任用された職員など)
- ・ 現行65歳特例定年の職員

## (2) 早期退職者割増制度は現行維持

■ 早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額割増率は、当分の間、現行定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する。(60～64歳の者が応募認定退職する場合は給料月額は割増されない。)

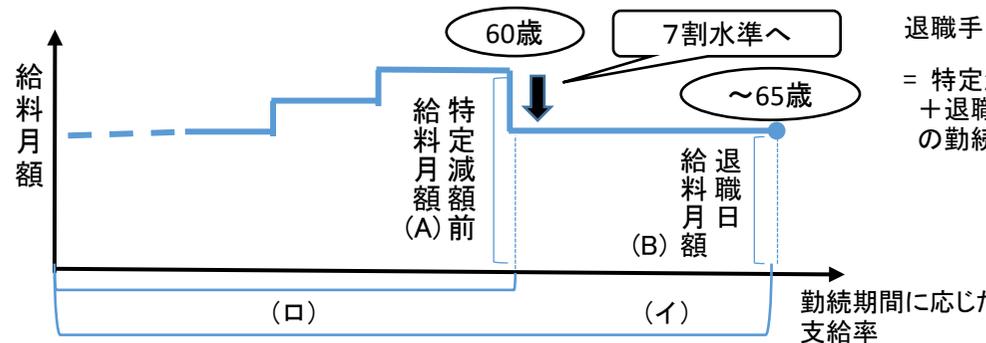
※現行65歳定年(医師)の職員については、これまでどおり64歳まで割増。

(現行制度下での割増の対象となる年齢と割増率)

*()書きは現行60歳	定年1年前 (59歳)	定年2年前 (58歳)	定年3年前 (57歳)	定年4年前 (56歳)	...	定年8年前 (52歳)	定年9年前 (51歳)	定年10年前 (50歳)
一般職員	2%	4%	6%	8%	...	16%	18%	20%

## (3) 「ピーク時特例」の適用

■ 職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日(特定日)から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用される。



退職手当の基本額

$$= \text{特定減額前給料月額(A)} \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)} + \text{退職日給料月額(B)} \times (\text{退職日まで勤続期間に応じた支給率(イ)} - \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)})$$

◆ **特定日以後の給料7割水準の職員**  
 「特定減額前給料月額」は、特定日以前の最も高かった給料月額  
 「退職日給料月額」は、退職日の給料月額(7割水準の給料月額)

支給率(イ)及び(ロ)について、勤続年数「35年」以上は一定のまま変わらない(現行どおり)。

改正前	改正後
<p>○足立区職員の退職手当に関する条例 昭和50年 3 月31日 条例第15号</p>	<p>○足立区職員の退職手当に関する条例 昭和50年 3 月31日 条例第15号</p>
<p><u>(支給対象)</u></p>	<p><u>(支給対象)</u></p>
<p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、区から給料を支給される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）のうち、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、次の各号に掲げる者とする。</p>
<p>(1) 足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「<u>給与条例</u>」という。）第2条に定める給料を支給される職員</p>	<p>(1) 足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「<u>給与条例</u>」という。）第2条に定める給料を支給される職員のうち、<u>常時勤務を要するもの</u></p>
<p>(2) 給与条例第25条に定める給与を支給される職員のうち、<u>その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定める者</u></p>	<p>(2) 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第29号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員及び給与条例第25条第1項に定める給与を支給される職員（以下「<u>フルタイム会計年度任用職員等</u>」という。）のうち、<u>その勤務形態が前号の職員に準ずる職員で区長が定めるもの</u></p>
<p>2 常時勤務に服することを要しない者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもので区長が定める者は、<u>前項の職員とみなす。</u></p>	<p>2 前項第2号に規定する勤務形態が同項第1号の職員に準ずる職員とは、<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく足立区規則（以下「規則」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</u></p>
<p>(退職手当の支給)</p>	<p>(退職手当の支給)</p>
<p>第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が退職した場合において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、退職手当は、</u></p>	<p>第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。</u></p>

改正前	改正後
<p>支給しない。</p>	<p>(1) 前条第1項第1号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「<u>任期の定めのない職員</u>」という。）が退職した場合において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u></p> <p>(2) 前条第1項第1号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「<u>任期の定めのある職員</u>」という。）が退職した場合において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p> <p>(3) 前条第1項第2号に掲げる職員が退職した場合において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p> <p>(4) 前条第1項第2号に掲げる職員が退職した場合において、<u>その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第2号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が18日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p>
<p>2 第4条の3の規定による退職手当（以下「<u>一般の退職手当</u>」という。）及び第15条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当の基本額）</p>	<p>4 第4条の3の規定による退職手当（以下「<u>一般の退職手当</u>」という。）及び第15条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（整理退職等の場合の退職手当の基本額）</p>

改正前	改正後
<p>第8条 地方公務員法第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき勸奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(以下第9条まで省略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>	<p>第8条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第4号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき勸奨を受け、若しくはその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を前条第1項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(以下第9条まで省略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p>
<p>第9条の2 第7条第1項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第8条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第7条、第8条第1項並びに次条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(条中の表省略)</p> <p>(非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当)</p>	<p>第9条の2 第7条第1項の規定に該当する者(規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。)又は第8条第1項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年(給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。))の適用を受ける職員にあつては、10年とする。)を減じた年齢以上であるものに対する第7条、第8条第1項並びに次条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(条中の表改正なし)</p> <p>(非違により勸奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当)</p>
<p>第10条 第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項又は第12条の3の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は第5条の規定により計算した額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</p> <p>(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)</p>	<p>第10条 第5条第1項、第7条第1項、第8条第1項、<u>第12条の2</u>又は第12条の3の規定にかかわらず、職員が非違により勸奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は第5条及び第12条の3の規定により計算した額の合計額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。</p> <p>(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額)</p>

改正前	改正後
<p>第12条の2 第5条から第8条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、<u>第5条から第8条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p>	<p>第12条の2 第5条から第8条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、<u>第5条から第9条の3までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。</u></p> <p>(第2項改正なし)</p> <p>(退職手当の調整額)</p>
<p>第12条の3 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>第12条の3 (第1項から第3項まで改正なし)</p>
<p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月 (<u>第1号から第8号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第9号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）をいう。</u></p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(6) 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(7) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</p>	<p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月 (<u>現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号）第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日</u>をいう。)のあつた月を除く。)をいう。</p> <p>(第1号から第4号まで改正なし)</p> <p>(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</p> <p>(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(7) 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(8) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</p>

改正前	改正後
<p>(8) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(9) 育児短時間勤務等の期間</p> <p>(第5項から第7項まで省略)</p>	<p>(9) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(10) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(第5項から第7項まで改正なし)</p> <p>(他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額)</p> <p>第12条の4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の規則で定める職員（以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。</p>
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第13条（第1項省略）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>3 職員が退職した場合（第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第13条（第1項改正なし）</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第2号に掲げる職員にあつては、引き続いた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数）による。</p> <p>3 職員が退職した場合（第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。</p>

改正前	改正後
<p>4 前3項の規定による在職期間のうち前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、<u>東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員その他の地方公務員及び国家公務員並びにこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員</u>（規則で定め</p>	<p>(1) <u>任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。</u></p> <p>(2) <u>任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。</u></p> <p>(3) <u>第2条第1項第2号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p> <p>(4) <u>フルタイム会計年度任用職員等（第2条第1項第2号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。</u></p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち第12条の3第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には<u>都職員等（東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員その他の地方公務員及び国家公務員並びにこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員</u>のう</p>

改正前	改正後
<p>る者を除く。) (以下「都職員等」という。) から引き続いて職員となつた者 (その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。) の都職員等として引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつた<u>もの</u>の先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p>	<p>ち、これらの者が属していた東京都等の退職手当 (これに相当する給与を含む。) に関する規程において退職手当 (これに相当する給与を含む。) の支給対象であつたものをいう。以下同じ。) から引き続いて職員となつた者 (規則で定める者を除き、その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認めた者に限る。以下この項において同じ。) の都職員等として引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつた<u>者</u>の先の職員として引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p>
<p>6 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年足</p>	<p>(削る)</p>
<p><u>立区条例第29号) 第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員 (以下「フルタイム会計年度任用職員」という。) が退職した場合 (第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。) において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。</u></p>	
<p>7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第7条又は第8条の規定による退職手当の基本額を計算する場合については、これを1年とする。</p>	<p>6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第7条又は第8条の規定による退職手当の基本額を計算する場合については、これを1年とする。</p>
<p>8 前項の規定は、第8条第2項の規定による退職手当の基本額又は第16条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p>	<p>7 前項の規定は、第8条第2項の規定による退職手当の基本額又は第16条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</p>

改正前	改正後
<p>9 第16条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 (失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日 <u>(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)</u> が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。 (第1号及び第2号省略) (第3項省略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本</p>	<p>8 第16条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第5項までの規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 (失業者の退職手当)</p> <p>第16条 (第1項改正なし)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で<u>常時勤務を要する職員</u>について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全ての</u>期間を除く。 (第1号及び第2号改正なし) (第3項改正なし)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、第1項中「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じた当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手</p>

改正前	改正後
<p>手当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該休職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間) 」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>	<p>当の受給資格に係る退職の日の翌日から当該休職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間) 」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。</p>
<p>(第5項から第7項まで省略)</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号から第4号まで省略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(第6号省略)</p> <p>(第9項から第14項まで省略)</p> <p>第17条から第17条の3まで 削除</p> <p>第18条 削除</p> <p>(都職員等となつた者の取扱い)</p>	<p>(第5項から第7項まで改正なし)</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号から第4号まで改正なし)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(第6号改正なし)</p> <p>(第9項から第14項まで改正なし)</p> <p>第17条から第17条の3まで 削除</p> <p>第18条 削除</p> <p>(都職員等となつた者の取扱い)</p>

改正前	改正後
<p>第19条 <u>職員</u>が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、他の地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときは、この限りでない。</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第23条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第21条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>（3） 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>（第2項から第6項まで省略）</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p>	<p>第19条 <u>職員</u>（規則で定める者を除く。）が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、他の地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているとき<u>その他規則で定めるときは</u>、この限りでない。</p> <p>（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第23条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第21条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>（第1号改正なし）</p> <p>（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。</p> <p>（3） 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>（第2項から第6項まで改正なし）</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p>

改正前	改正後
<p>第24条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第21条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第26条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合<u>にあつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第26条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>（第1号省略）</p> <p>（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>（3） 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>（第2項から第6項まで省略）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>	<p>第24条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第21条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第26条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合<u>には</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第26条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>（第1号改正なし）</p> <p>（2） 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>（3） 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。</p> <p>（第2項から第6項まで改正なし）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p>
<p>第26条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第24条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手</p>	<p>第26条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、当該一般の退職手当等の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第24条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この項から第6項までにおいて同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当</p>

改正前	改正後
<p>当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第24条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第3章第2節の規定による通知を受けた場合において、第24条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第24条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第3章第2節の規定による通知を受けた場合において、第24条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第22条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退</p>	<p>3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第22条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退</p>

改正前	改正後
<p>職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(第6項から第8項まで省略)</p> <p>付 則</p>	<p>職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(第6項から第8項まで改正なし)</p> <p>付 則</p>

改正前	改正後
<p>10 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第5条から第12条の3までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p>	<p>10 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第5条から第12条の3まで（付則第24項、第25項及び第27項から第29項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。</p>
<p>11 第13条第5項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第5条から第12条の2までの規定にかかわらず退職日給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。</p> <p>(1) その者が第5条から第12条の2までの規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第16条第7項の規定の適用に関する特例)</p>	<p>11 第13条第5項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当の基本額は、第5条から第12条の2までの規定にかかわらず退職日給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、先の職員としての在職期間及び都職員等の在職期間を通算しないとした場合の額とする。</p> <p>(1) その者が第5条から第12条の2まで（付則第24項、第25項及び第27項から第29項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合</p> <p>(第2号改正なし)</p> <p>(第16条第7項の規定の適用に関する特例)</p>
<p>18 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第16条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由によ</p>	<p>18 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第16条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由によ</p>

改正前	改正後
<p>り就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>	<p>り就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p> <p><u>（職員の定年の引上げに伴う経過措置）</u></p>
	<p>22 当分の間、第7条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。<u>この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「又は第10条」とあるのは、「第10条又は付則第22項」とする。</u></p>
	<p>23 前項の規定は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。</p>
	<p>24 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第9条の2の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年（給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。</p>
	<p>25 当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の</p>

改正前	改正後
	<p>初日前までに退職した者に対する第9条の2の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年（給与条例第5条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>26 給与条例付則第12項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</p> <p>27 当分の間、給与条例付則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が給与条例付則第12項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「7割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が7割措置日前の特定減額</p>

改正前	改正後
	<p>前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。)の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額)、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額(その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。)に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額(以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。)(その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額(その者に7割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、0とする。))並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額(計算の基礎となつた7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、0とする。)の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合(その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は7割措置後の退職手当の基本額が0となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。)」とする。</p>

改正前	改正後		
	<p>28 第25項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第9条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	付則第27項の規定により読み替えて適用する	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。）
	第9条の3第1項第1号	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。）
		の7割措置日前の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額
		及び7割措置日後の特定減額前給料月額を	並びに7割措置日後の特定減額前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額」という。）を
		7割措置前給料月額に	割増後の7割措置前給料月額に
	付則第27項の規定によ	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、

改正前	改正後		
	り読み替えて適用する 第9条の3 第1項第2号		
	付則第27項の規定により読み替えて適用する	の7割措置日後の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額
	第9条の3 第1項第2号イ	7割措置前給料月額	割増後の7割措置前給料月額
29	<p>当分の間、給与条例付則第12項の規定の適用を受ける職員（付則第8項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「第9条の3まで」とあるのは「第9条の3まで（付則第24項、第25項、第27項及び第28項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは、「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのい</p>		

改正前	改正後
	<p> <u>ずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第8条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。</u> </p> <p style="text-align: center;"> <u>付 則</u>  <u>（施行期日）</u> </p> <p> 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第8条及び第10条の改正規定、第12条の2の改正規定（「、第5条から第8条」を「、第5条から第9条の3」に改める部分に限る。）、第13条の改正規定（「前条第4項」を「第12条の3第4項」に改める部分を除く。）、第16条、第19条及び付則第18項の改正規定並びに次項、第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。  <u>（経過措置）</u> </p> <p> 2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同条第1項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））」とする。 </p> <p> 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、 </p>

改正前	改正後
	<p><u>同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。））」とする。</u></p> <p>4 <u>改正後の条例第16条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。</u></p> <p>5 <u>改正後の条例付則第18項の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>

# 第 7 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>東綾瀬中学校改築工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b>      三浦・田中・新井建設共同企業体                                           代表者 株式会社三浦工務店                                           代表取締役 三浦 啓行                                           東京都足立区東和三丁目14番25号</p> <p><b>2 契約金額</b>            4,992,900,000円                                           (落札率99.87%)</p> <p><b>3 契約番号</b>            4足総契契第10478号</p> <p><b>4 工 期</b>                議決日の翌営業日から令和6年7月31日まで</p> <p><b>5 工事場所</b>            足立区綾瀬三丁目23番14号</p> <p><b>6 工事内容</b>              (1) 校舎新築      鉄筋コンクリート造 一部プレストレストコンクリート造                                           地上5階建                                           延床面積：14,582.05㎡                                           主要施設：管理諸室、普通教室、特別教室、給食室、トイレ、体育館、                                           多目的ホール、備蓄倉庫、屋上プール、更衣室等</p> <p>    (2) 附属建物新築                  ア 屋外体育倉庫 鉄筋コンクリート造 地上1階建                                           延床面積：74.31㎡                  イ 駐輪場            アルミニウム合金造 地上1階建                                           延床面積：20.64㎡</p> <p>    (3) 設備工事 厨房器具設備工事、昇降機設備工事</p> <p>    (4) 外構工事 校庭舗装工事、防球・防砂ネット設置工事、                                           公開空地等設置工事、雨水排水工事、植栽・門扉工事等</p> <p>    (5) 撤去工事 既存校舎基礎・杭解体工事等</p> <p><b>7 そ の 他</b>              (1) 仮契約年月日      令和4年8月4日              (2) 入札・開札年月日 令和4年8月3日              (3) 入札参加事業者数 4建設共同企業体                  ア 初度入札時 4建設共同企業体                                           (予定価格超過2建設共同企業体、辞退2建設共同企業体)                  イ 再度入札時 2建設共同企業体                                           (予定価格超過1建設共同企業体、辞退1建設共同企業体)</p>

	<p>ウ 再々度入札時 1 建設共同企業体  (4) 予定価格 4,999,368,000円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
<p>今後の方針</p>	



# 第 8 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>上沼田東公園改修整備工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 東京三田組・太和工業建設共同企業体 代表者 株式会社東京三田組 代表取締役 三田 哲司 東京都足立区北加平町 2 1 番 2 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 1, 3 8 6, 0 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 9. 0 9 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4 足総契契第 1 0 3 2 7 号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和 7 年 1 月 1 0 日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区江北六丁目 1 0 番 1 号</p> <p><b>6 工事内容</b> (1) 土木工事 ア 野球場改修 (人工芝化) イ 園路、広場改修 ウ 遊戯施設設置 エ テニスコート新設 オ 電気設備改修 カ 雨水、汚水設備改修 キ 植栽工 ク 遊戯施設移設 (2) 建築工事 ア 管理棟新設 イ バリアフリーストイレ新設 ウ 器具庫新設 エ 旧管理棟 (クラブハウス)、便所、テニスコート解体</p> <p><b>7 そ の 他</b> (1) 仮契約年月日 令和 4 年 7 月 2 8 日 (2) 入札・開札年月日 令和 4 年 7 月 2 7 日 (3) 入札参加事業者数 2 建設共同企業体 ア 初度入札時 2 建設共同企業体 (予定価格超過 2 建設共同企業体) イ 再度入札時 2 建設共同企業体 (辞退 1 建設共同企業体) (4) 予定価格 1, 3 9 8, 7 6 6, 9 3 0 円 (事後公表) ※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

上沼田東公園 案内図



# 第 8 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>(仮称) 江北健康づくりセンター新築工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 武家田・浅香建設共同企業体          代表者 武家田建設株式会社          代表取締役 武田 昌明          東京都足立区梅島三丁目 4 1 番 3 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 2, 3 6 3, 2 9 5, 0 0 0 円          (落札率 9 5. 3 6 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4 足総契契第 1 0 4 8 1 号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和 6 年 6 月 2 8 日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区江北五丁目 7 5 3 番</p> <p><b>6 工事内容</b>          (1) 本体建物新築 鉄骨造 地上 4 階建          延床面積: 5, 6 7 8. 4 9 m<sup>2</sup>          主要施設: 保健センター、子育てサロン、医療介護連携センター、          休日応急診療所</p> <p>(2) 附属建物新築          ア 駐輪場 7 棟 アルミ造 地上 1 階建          イ 通路上屋 2 棟 アルミ造 地上 1 階建</p> <p>(3) 外構工事</p> <p><b>7 そ の 他</b>          (1) 仮契約年月日 令和 4 年 8 月 5 日          (2) 入札・開札年月日 令和 4 年 8 月 4 日          (3) 入札参加事業者数 4 建設共同企業体          (無効 1 建設共同企業体、辞退 1 建設共同企業体、          予定価格超過 1 建設共同企業体)          (4) 予定価格 2, 4 7 8, 3 0 0, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	









# 第 9 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>東綾瀬中学校改築給排水衛生設備工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 東管・中村設備建設共同企業体 代表者 東京管工機材株式会社 代表取締役 伊藤 太樹 東京都足立区平野二丁目 8 番 2 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 4 9 3, 9 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 9. 7 5 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4 足総契契第 1 0 4 7 5 号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和 6 年 8 月 1 6 日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号</p> <p><b>6 工事内容</b>          (1) 給水設備工事          (2) 給湯設備工事          (3) 衛生器具設備工事          (4) 排水設備工事          (5) ガス設備工事          (6) 消防設備工事          (7) プール設備工事          (8) 散水設備工事          (9) 建物概要 校舎棟 鉄筋コンクリート造、 一部プレストレストコンクリート造 地上 5 階建 延床面積：1 4, 5 8 2. 0 5 m<sup>2</sup>          (1 0) 主要施設 管理諸室、普通教室、特別教室、給食室、トイレ、体育館、 多目的ホール、備蓄倉庫、屋上プール、更衣室等</p> <p><b>7 そ の 他</b>          (1) 仮契約年月日 令和 4 年 8 月 2 3 日          (2) 入札・開札年月日 令和 4 年 8 月 2 2 日          (3) 入札参加事業者数 5 建設共同企業体              ア 初度入札時 5 建設共同企業体                  (予定価格超過 2 建設共同企業体、無効 3 建設共同企業体)              イ 再度入札時 2 建設共同企業体 (予定価格超過 1 建設共同企業体)          (4) 予定価格 4 9 5, 1 3 4, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

# 第 9 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>(仮称) 江北健康づくりセンター新築電気設備工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 雄光・拓電建設共同企業体 代表者 雄光電気株式会社 代表取締役 五十嵐 弘征 東京都足立区中央本町一丁目12番14号</p> <p><b>2 契約金額</b> 726,000,000円 (落札率99.34%)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4足総契契第10480号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和6年6月28日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区江北五丁目753番</p> <p><b>6 工事内容</b>          (1) 受変電設備工事          (2) 幹線設備工事          (3) 動力設備工事          (4) 自家発電設備工事          (5) 電灯コンセント設備工事          (6) 放送設備工事          (7) ローカル放送設備工事          (8) ヒアリンググループ設備工事          (9) 呼出設備工事          (10) I T V設備工事          (11) 構内交換設備工事          (12) 構内情報通信網設備工事          (13) インターホン設備工事          (14) トイレ呼出設備工事          (15) 音声標識ガイド設備工事          (16) テレビ共同受信設備工事          (17) 駐車場管制用配線工事          (18) 自動火災報知設備工事          (19) 光警報設備工事          (20) 機械警備用空配管工事          (21) 太陽光発電設備工事          (22) 建物概要 本体建物 鉄骨造 地上4階建 延床面積：5,678.49㎡          (23) 主要施設 保健センター、子育てサロン、医療介護連携センター、休日応急診療所</p>

	<p><b>7 そ の 他</b></p> <p>(1) 仮契約年月日 令和4年8月22日</p> <p>(2) 入札・開札年月日 令和4年8月19日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 5建設共同企業体 (予定価格超過4建設共同企業体)</p> <p>(4) 予定価格 730,818,000円(事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
<p>今後の方針</p>	

# 第 9 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>(仮称) 江北健康づくりセンター新築空調設備工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 玉紘・産栄建設共同企業体          代表者 玉紘工業株式会社          代表取締役 秦 英彰          東京都足立区谷中一丁目1番17号</p> <p><b>2 契約金額</b> 497,587,200円 (落札率90.72%)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4足総契契第10476号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和6年6月28日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区江北五丁目753番</p> <p><b>6 工事内容</b>          (1) 空調設備工事          (2) 建物概要 本体建物 鉄骨造 地上4階建          延床面積: 5,678.49㎡          (3) 主要施設 保健センター、子育てサロン、医療介護連携センター、休日応急診療所</p> <p><b>7 そ の 他</b>          (1) 仮契約年月日 令和4年8月19日          (2) 入札・開札年月日 令和4年8月18日          (3) 入札参加事業者数 5建設共同企業体          (低入札調査基準価格2建設共同企業体、予定価格超過2建設共同企業体)          (4) 予定価格 548,471,000円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

# 第 9 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>(仮称) 江北健康づくりセンター新築給排水衛生設備工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 東洋設備株式会社 代表取締役 板谷 勝弘 東京都足立区梅島三丁目33番1号</p> <p><b>2 契約金額</b> 249,700,000円 (落札率97.21%)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4足総契契第10488号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和6年6月28日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区江北五丁目753番</p> <p><b>6 工事内容</b>                  (1) 給排水衛生設備工事                  (2) 建物概要 本体建物 鉄骨造 地上4階建                  延床面積: 5,678.49㎡                  (3) 主要施設 保健センター、子育てサロン、医療介護連携センター、休日応急診療所</p> <p><b>7 そ の 他</b>                  (1) 仮契約年月日 令和4年8月24日                  (2) 入札・開札年月日 令和4年8月23日                  (3) 入札参加事業者数 9者 (辞退3者、不参加1者、予定価格超過3者)                  (4) 予定価格 256,872,000円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

# 第 9 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>(仮称) 区営新田三丁目アパート改築工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 似鳥・小倉建設共同企業体 代表者 株式会社似鳥工務店 代表取締役 似鳥 進 東京都足立区西伊興三丁目 2 番 2 4 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 880,000,000円 (落札率98.89%)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4足総契契第10473号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和6年3月8日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区新田三丁目17番20号</p> <p><b>6 工事内容</b>                  (1) 本体建物改築 鉄筋コンクリート造、一部壁式鉄筋コンクリート造 地上6階建 延床面積：2,606.52㎡ 主要施設：住戸棟                  (2) 附属建物改築                  ア ゴミ保管庫 壁式鉄筋コンクリート造 地上1階建 延床面積：20.14㎡                  イ 自転車置場 鉄骨造 地上1階建 延床面積：71.47㎡</p> <p><b>7 そ の 他</b>                  (1) 仮契約年月日 令和4年8月19日                  (2) 入札・開札年月日 令和4年8月18日                  (3) 入札参加事業者数 4建設共同企業体 (無効1建設共同企業体、辞退1建設共同企業体、 予定価格超過1建設共同企業体)                  (4) 予定価格 889,867,000円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

別紙

(仮称) 区営新田三丁目アパート 案内図



# 第 9 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>(仮称) 区営新田三丁目アパート改築機械設備工事請負契約</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 東京ガスオールワンエナジー株式会社 代表取締役 宮田 秀幸 東京都足立区竹の塚五丁目 2 番 6 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 1 7 3, 3 4 9, 0 0 0 円 (落札率 9 3. 4 4 %)</p> <p><b>3 契約番号</b> 4 足総契第 1 0 4 8 9 号</p> <p><b>4 工 期</b> 議決日の翌営業日から令和 6 年 3 月 8 日まで</p> <p><b>5 工事場所</b> 足立区新田三丁目 1 7 番 2 0 号</p> <p><b>6 工事内容</b>          (1) 給排水衛生設備工事          (2) 空調換気設備工事          (3) 建物概要              ア 住戸棟 鉄筋コンクリート造、一部壁式鉄筋コンクリート造                    地上 6 階建                    延床面積：2, 6 0 6. 5 2 m<sup>2</sup>              イ ゴミ保管庫 壁式鉄筋コンクリート造 地上 1 階建                    延床面積：2 0. 1 4 m<sup>2</sup>              ウ 自転車置場 鉄骨造 地上 1 階建                    延床面積：7 1. 4 7 m<sup>2</sup></p> <p><b>7 そ の 他</b>          (1) 仮契約年月日 令和 4 年 8 月 2 5 日          (2) 入札・開札年月日 令和 4 年 8 月 2 4 日          (3) 入札参加事業者数 9 者 (無効 5 者、予定価格超過 2 者)          (4) 予定価格 1 8 5, 5 2 6, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	

# 第 1 0 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>災害備蓄用アルファ化米等の購入及び入れ替えについて</b>																		
所管部課名	総務部 契約課																		
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b> 廣瀬産業株式会社 東京支店 東京支店長 森田 晃弘 東京都足立区千住宮元町 2 3 番 2 号</p> <p><b>2 契約金額</b> 40,703,547円 (落札率 99.74%)</p> <p><b>3 契約方法</b> 指名競争入札</p> <p><b>4 契約番号</b> 4足総契契第022140号</p> <p><b>5 納期限</b> 令和5年1月31日</p> <p><b>6 納入場所</b> 扇小学校(足立区扇二丁目30番1号) 外49か所</p> <p><b>7 契約内容</b> 災害備蓄用アルファ化米等を購入し、現在備蓄してあるものと入れ替える。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) アルファ化米(五目ご飯)</td> <td style="text-align: right;">58,000食</td> </tr> <tr> <td>(2) アルファ化米(わかめご飯)</td> <td style="text-align: right;">58,150食</td> </tr> <tr> <td>(3) アルファ化米(梅粥)</td> <td style="text-align: right;">150食</td> </tr> <tr> <td>(4) アルファ化米(低たんぱく米)</td> <td style="text-align: right;">1,000食</td> </tr> <tr> <td>(5) クラッカー</td> <td style="text-align: right;">70,630食</td> </tr> </table> <p><b>8 その他</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">(1) 仮契約年月日</td> <td>令和4年8月26日</td> </tr> <tr> <td>(2) 入札日・開札日</td> <td>令和4年8月25日</td> </tr> <tr> <td>(3) 指名業者</td> <td>10者 (予定価格超過4者、辞退2者、不参加3者)</td> </tr> <tr> <td>(4) 予定価格</td> <td>40,809,507円(事後公表)</td> </tr> </table> <p>※契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	(1) アルファ化米(五目ご飯)	58,000食	(2) アルファ化米(わかめご飯)	58,150食	(3) アルファ化米(梅粥)	150食	(4) アルファ化米(低たんぱく米)	1,000食	(5) クラッカー	70,630食	(1) 仮契約年月日	令和4年8月26日	(2) 入札日・開札日	令和4年8月25日	(3) 指名業者	10者 (予定価格超過4者、辞退2者、不参加3者)	(4) 予定価格	40,809,507円(事後公表)
(1) アルファ化米(五目ご飯)	58,000食																		
(2) アルファ化米(わかめご飯)	58,150食																		
(3) アルファ化米(梅粥)	150食																		
(4) アルファ化米(低たんぱく米)	1,000食																		
(5) クラッカー	70,630食																		
(1) 仮契約年月日	令和4年8月26日																		
(2) 入札日・開札日	令和4年8月25日																		
(3) 指名業者	10者 (予定価格超過4者、辞退2者、不参加3者)																		
(4) 予定価格	40,809,507円(事後公表)																		
今後の方針																			

# 第 1 0 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 9 月 2 6 日

件 名	<b>区議会議場音響・映像設備機器の購入について</b>
所管部課名	総務部 契約課
内 容	<p><b>1 契約の相手方</b>           株式会社東和エンジニアリング                                            代表取締役 新倉 恵里子                                            東京都千代田区東神田一丁目 7 番 8 号</p> <p><b>2 契約金額</b>               24,398,000円                                            (落札率39.24%)</p> <p><b>3 契約方法</b>               指名競争入札</p> <p><b>4 契約番号</b>               4足総契契第022145号</p> <p><b>5 納期限</b>                 令和5年5月19日</p> <p><b>6 納入場所</b>             足立区役所中央館7階・8階</p> <p><b>7 契約内容</b>                議会運営に必要な音響・映像設備機器及び制御システムの更新のため、                機器を購入する。                (1) 音響設備機器                    ア 音響設備機器操作用パソコン                               1台                    イ 議場内マイク（議長・演壇・議員席等）               80本                    ウ 議場内スピーカー   8台                    エ その他音響設備機器   1式</p> <p>          (2) 映像設備機器                    ア 映像設備機器操作用パソコン                               1台                    イ 議場内カメラ   3台                    ウ 議場内大型ディスプレイ                                   2台                    エ 発言残時間表示モニター                                   4台                    オ その他映像設備機器   1式</p> <p><b>8 そ の 他</b>                (1) 仮契約年月日           令和4年8月20日                (2) 入札日・開札日       令和4年8月19日                (3) 指名業者               10者（辞退5者、不参加2者）                (4) 予定価格               62,182,000円（事後公表）</p> <p>      ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>
今後の方針	